

制度の仕組みと利用の手引







版本市 マスコットキャラクター とち介

~令和7年度版~



	はじめに	C2
1.	介護	保険制度とは 800 000 000 000 000 000 000 000 000 00
	1 – 1	介護保険制度の仕組み3
	1 – 2	介護保険サービス利用の流れ
2.	介護	保険サービスを使う
	2 – 1	居宅サービス9
	2-2	施設サービス13
	2-3	介護予防サービス15
	2 - 4	地域密着型サービス19
	2-5	安心かつ自立した生活のためのサービス23
	2-6	介護予防・日常生活支援総合事業26
3.	サー	ビスに関する費用について 🎎28
	3 – 1	介護サービス利用料28
	3-2	費用負担の軽減29
4.	介護	保険料について
		■##656■
5.	栃木	市 の高齢者向けサービス

デジタル版を栃木市HPに 掲載しています →



はじめに

介護保険とは

年齢を重ねていくにつれ生じる心身の変化によって要介護状態になっても、誰もが必 要なサービスを受け、それぞれが"できること"に応じた生活を送れるように、40歳以 上の全ての方に加入いただいており、納めていただいた介護保険料によって運営されて いる「介護が必要なときに、必要なだけ使うために、皆で助け合う」制度です。

介護保険制度によって受けることのできるサービス

介護保険には、さまざまなサービスがあります。

※要支援の方はカッコ内のページ数をご覧ください。



自宅で日常生活の手助けが ほしいときは?

- ●訪問介護/訪問型サービス · · · · P9 (P26)
- ●訪問入浴介護 ······P10 (P15)
- ●夜間対応型訪問介護······P19

自宅でリハビリや医療的な チェックを受けたいときは?

- ●訪問リハビリテーション・・・・・P10 (P15)
- ●訪問看護 ······P10 (P16)
- ●居宅療養管理指導 ······P10 (P16)

自宅でお風呂に入りたいけれど、 1人では難しいときは?

●訪問入浴介護 ······P10 (P15)

外に出て介護やリハビリを受け たり、みんなと交流したいときは?

- ●通所介護/通所型サービス・・・・P11 (P26、27)
- ●通所リハビリテーション・・・・・P11 (P16)
- ●認知症対応型通所介護 · · · · · · P20
- ●地域密着型通所介護·····P20

家族介護者の負担を軽減 したいときは?

- ●通所介護/通所型サービス・・・・P11 (P26、27)
- ●通所リハビリテーション・・・・・P11 (P16)
- ●短期入所生活介護 ·····P12 (P17)
- ●短期入所療養介護 · · · · · · · · P12 (P17)
- ●認知症対応型通所介護 ·····P20
- ●地域密着型通所介護·····P20

夜間に介護をしてほしいときは?

- ●夜間対応型訪問介護·····P19
- ●定期巡回·随時対応型訪問介護看護・P19

施設に入りたい、施設で サービスを受けたいときは?

- ●各施設の紹介・・・・・・・・・・・P13、14、22
- ●特定入居者生活介護・・・・・・・P11 (P18)
- ●地域密着型特定施設入居者生活介護・P22

1. 介護保険制度とは

1三1) 介護保険制度の仕組み

●介護保険制度は、栃木市に住所を有する40歳以上の全ての方に加入者(被保険者)として 保険料を負担いただき、加齢に伴い日常生活の介護や支援のお手伝いが必要となった方が 費用の一部のみを負担することで保健医療・介護サービスを利用できる、栃木市が運営す る制度です。

加入者 (被保険者)

被保険者は、年齢によって次のように区分されます。



●サービスを受けられる方

日常生活について常に介護が必要 (要介護状態) と認定された方、又は要介護状態にならない よう日常生活に支援が必要(要支援状態)だと認定された方。

*被保険者証は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)の有無にかかわらず、65歳を迎え る誕生日の前日が属する月に郵送されます。

40~64歳の方(第2号被保険者)

●サービスを受けられる方

介護保険法に定められた特定疾病(下記参照)により、 要介護又は要支援状態と認定をされた方。

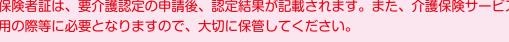
- *被保険者証は、要介護認定を受けた方のみに交付されます。
- *介護保険の対象となる病気(特定疾病)は次の16種類です。
 - ①未期がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
 - ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦脊柱管狭窄症
 - しんこうせいかくじょうせいまひ だいのうひしつきていかくへんせいしょう でょう ⑧進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病

 - うにょうびょうせいしんけいしょうがい とうにょうびょうせいじんしょう ③糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - まんせいへいそくせいはいしっかん ⑭脳血管疾患 ⑤慢性閉塞性肺疾患
 - こ かんせつ ⑥両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



・被保険者証は、要介護認定の申請後、認定結果が記載されます。また、介護保険サービス 利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。





栃木市(保険者)



- ※ ▮▮▮▮▮▮ 連絡・調整を表す
- 保険料徴収
- など ●要介護認定
 - 保険料納付
 - ●認定申請 など

- 介護保険の運営を行います。主な役割は以下のとおりです。
 - ●要介護認定(介護申請の受付、認定調査員の派遣など)
 - ●介護保険料の算定(3年に1度)および徴収
 - ●被保険者証の発行
 - ●保険給付
- ●居宅介護支援事業所の指定

等

●連携

●相談

●支援

- 地域包括支援センター (P.41)
- ●ケアプランの作成を依頼 サービスの相談

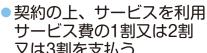
● サービス費の9割 又は8割又は7割 を支払う

●サービス費請求

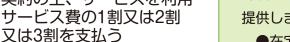


プランの作成支援





●サービスの提供





介護サービスが必要な方と契約に基づいたサービスを 提供します。(サービス内容の詳細はP.9~)

- ●在宅サービス…訪問介護、通所介護 等
- ●地域密着型サービス・・・・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等
- ●施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設 等

「介護保険制度の仕組み」改編 厚生労働省HP URL http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/zaisei/sikumi_02.html

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは?

介護や支援が必要な方の相談や心身の状況に応じて、適切なサービス を受けられるように「ケアプラン(介護サービス等の計画書)」の作成 や、関係機関との連絡調整を行う専門職です。

※ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所がご不明な場合は、市役 所窓口等で「栃木市介護保険サービス事業所一覧」を配布しており ますので、ご利用ください。



1-2 介護保険サービス利用の流れ

介護保険サービスを利用するためには、(1)基本チェックリスト又は(2)要介護認定を受ける必要があります。

(1) 基本チェックリストを受ける

介護予防・生活支援サービス (ホームヘルプ (訪問型サービス) *1やデイサービス (通所型サービス) *2) のみを希望する場合には、基本チェックリストを受けます。基本チェックリストには全25項目の質問があり、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。

基本チェックリストにより、サービスが必要だと判断された方は、ケアマネジャーによりサービスの利用計画書 (ケアプラン) が作成された後、サービスを利用します。

基本チェックリスト受付

●申請窓口:◆各地域包括支援センター (P.41)

(2) 要介護・要支援認定を受ける

ホームヘルプやデイサービスだけではなく、福祉用具を借りたり、住宅を改修して手すりを付けたりするなどの介護保険サービスを利用したい場合、要介護・要支援認定を受けます。訪問調査や主治医の意見書を基に、専門家が審査します(認定審査会)。認定の結果により、利用できる介護保険サービスは異なります。認定結果を基にケアマネジャーがケアプランを作成し、サービス利用を開始します。

要介護・要支援認定の申請

●申請窓口:◆高齢介護課 介護認定係

◆各地域包括支援センター(P.41)

●申請の際に必要なもの

①申請書:申請窓口に置いてあります。

②介護保険の被保険者証(黄色)

本人だけではなく、ご家族も **←**申請できます。

> ※申請書には、主治医について記入する 欄がありますので、かかりつけの医師 がいる方は、確認しておきましょう。

:65歳を迎える誕生日の前日が属する月に郵送されます。

※40~64歳の方は医療の保険証をお持ちください。マイナ保険証の方はマイナポータルサイトから医療保険の資格情報の確認が必要です。

要介護・要支援認定(調査~判定)

① 主治医の意見書:市の依頼により、主治医が意見書を作成します。

② 訪問調査:介護認定調査員が自宅等を訪問し、心身状態等について調査を行います。

③ 一次判定: ①②の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

(4) **二次判定**:一次判定結果や主治医の意見書等を基に、専門家が審査します。

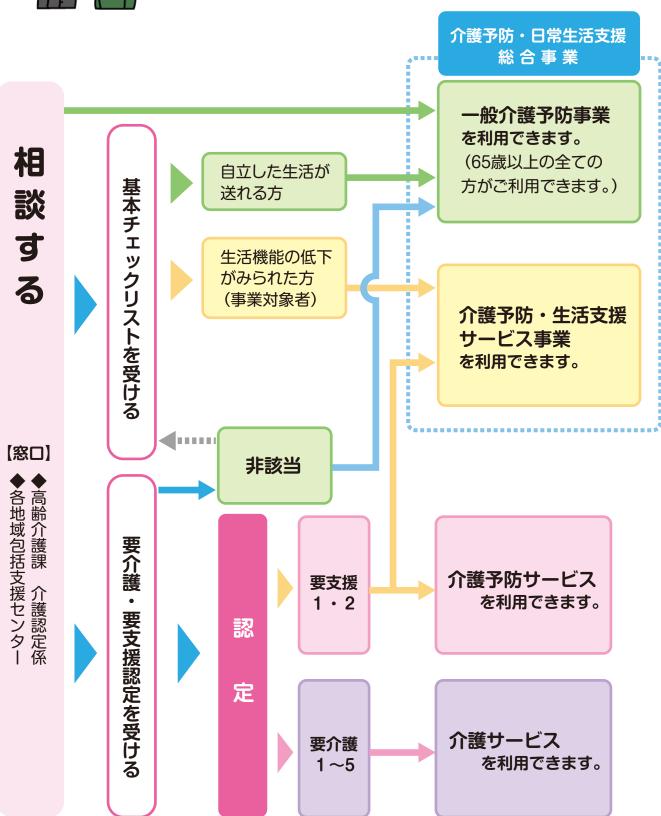


認定 要介護1~5、要支援1・2、非該当の結果が出ます。 認定の結果によって、利用できるサービスが異なります。

> ※1 ホームヘルパー等が訪問し、生活援助・身体介護を行うサービス ※2 施設で生活機能を維持向上させるための体操などを行うサービス



★相談から認定区分決定までの流れ

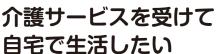


★認定区分決定からサービス利用開始までの流れ

介護予防のための事業に 参加したい $(P.27 \sim)$

介護予防・生活支援 サービスを受けたい $(P.26\sim)$

介護予防サービス、介護 予防・生活支援サービス を受けたい (P.15~, P.26~)



居宅サービス の種類

 $(P.9\sim)$

施設で生活したい 施設サービスの種類 (P.13~)



- ①地域包括支援センターに 連絡します。
- ◆お住まいの地域の包括支援センター に連絡しましょう。

(地域包括支援センターマップ P.42)

- ◆ご家族や地域包括支援センター職員 と、これからどのような生活を希望す るか、そのためにはどのようなサービ スが必要か話し合いましょう。
- ◆詳しくは、お問い合わせください。



- ①居宅介護支援事業所に 連絡します。
- ◆事業者一覧等から、居宅介護支援事 業所を選びます。(市の発行している 一覧では、●、◎のマークがついた事 業所になります。)
- ①希望の施設に連絡します。
- ◆入所を希望する施設の見学やサービス 内容、利用料金について検討した上で、 施設に直接申し込みます。



②一般介護予防事業をご案内します。

<主な一般介護予防事業> (P.27)

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」活動支援



②ケアプランを作ります。

◆相談した内容を基に、介護サービス をどのくらい利用するか決めた計画 書 (ケアプラン) を地域包括支援セン ターの職員と一緒に作成します。



- ◆介護サービスの提供を受ける事業者 と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防・生活 支援サービス (P.26~) を利用しま す。

②ケアプランを作ります。

◆相談した内容を基に、介護サービス をどのくらい利用するか決めた計画 書(ケアプラン)を地域包括支援セン ターの職員と一緒に作成します。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者 と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防サービ ス (P.15~)、介護予防・生活支援サ ービス (P.26~) を利用します。

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスを どのくらい利用するか決めた計画書 (ケアプラン)を担当ケアマネジャー と一緒に作成します。
- ◆費用、日時などに利用者が同意し、ケ アプランができあがります。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者 と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護サービス (P.9~) を利用します。

②ケアプランを作ります。

- ◆入所した施設のケアマネジャーと一 緒にケアプランを作成します。
- ◆費用などに利用者が同意し、ケアプ ランができあがります。

③サービスを開始します。

◆ケアプランにそって、介護保険の施設 サービス (P.13~) を利用します。

2.介護保険サービスを使う

2-1) 居宅サービス

要介護1~5の方が利用できるサービス

- ※居宅サービスは、在宅での介護を中心とするサービスです。必要とするサービスを組み合 わせて利用することができます。
- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

ケアプランの作成・介護サービス利用についての相談

きょたくかい ご し えん

介護保険サービスを利用するには、ケアマネジャーと相談し、希望や心身の状態に 合ったケアプランを作成してもらうことが必要です。ケアマネジャーを決めること が、サービスを利用する第一歩となります。

- ★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで 改善したい点などがあれば、ケアマネジャーに積極的に伝えてください。
- ★また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感 じた場合は、いつでもケアマネジャーに相談してください。

ケアプランの作成・相談

無料(全額介護保険で負担します。)

日常生活の支援

ほうもんかい ご

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行います。



〈身体介護〉

- ★食事、入浴、排せつの介助
- ★通院の介助
- ★衣服・シーツの交換 など

〈生活援助〉

- ★調理・掃除・洗濯 ★生活必需品の買い物 など ※本人や同居家族が障がいや疾病等により家事を行
- えない場合に利用できます。

〈通院等乗降介助〉★通院などの際の乗車前、降車後の移動等の介助や、通院先、外出先での受診の手続きを含む介助

自己負担 (1割) のめやす

身体介護	20分~30分未満	250円	
が中心	30分~1時間未満	396円	
生活援助	20分~45分未満	183円	
が中心	45分以上	225円	
通院等乗降介助 (1回)		99円	

次のサービスは、対象外です。

「生活援助」は日常生活を送る上で必要な範 囲に限られるため、次のようなサービスは介 護保険の対象となりません。

- ★本人以外の家族のための家事
- ★草取り·花の手入れ ★ペットの世話
- ★大掃除、模様替え など
- ※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。
- ※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。(P.25~26)

自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

ほうもんにゅうよくかい ご

訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に 自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

10

1.293円 ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもん

訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを 受けます。

自己負担(1割)のめやす

10 314円 ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

お医者さんの指導のもと療養生活を送る

きょたくりょうようかん り し どう

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の 飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担(1割)のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

医師の場合 (月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
病院・診療所の薬剤師の場合 (月2回まで)	566円

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
管理栄養士の場合(月4回まで)	545円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもんかん ご

看護師などが主治医と連絡を取りながら訪問し、病状の観察や療養上のお世話を受けます。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から訪問	20分~30分未満	408円
する場合	30分~1時間未満	586円
訪問看護ステーション	20分~30分未満	481円
から訪問する場合	30分~1時間未満	841円





施設に通う

つうしょかい ご

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター (日帰り介護施設) で、食事や入 浴などの介護や機能訓練、他の利用者と一緒にレクリ エーションなどを受けられます。



自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設で、7時間~8時間未満利用の場合】

要介護1	668円
要介護 2	788円
要介護3	913円

要介護 4	1,038円
要介護 5	1,164円

- ※食費・日常生活費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。
- ※小規模の「通所介護」は、地域密着型サービスとして提供されます(P.20)
- ※要支援1·2の方は、介護予防·日常生活支援総合事業の「介護予防·生活支援サービス事業」を 利用できます。(P.26~27)

つうしょ

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビ リテーションを受けられます。

自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設で、7時間~8時間未満利用の場合】

要介護1	775円
要介護 2	919円
要介護3	1,064円

要介護 4	1,236円	
要介護 5	1,403円	

- ※食費・日常生活費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

特定の施設に入っている方が利用する介護サービス

とくてい し せつにゅうきょしゃせいかつ かい ご

介護保険の指定を受けた有料老 人ホームなどで、入所している 方が、入浴や食事等の介護、必 要な日常生活の支援、機能訓練 を受けられます。

サービスは、包括型(一般型) と外部サービス利用型に分かれ ています。

1日あたりの自己負担 (1割) のめやす

要介護 1	550円	
要介護 2	618円	
要介護3	689円	

要介護 4	755円
要介護 5	825円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍に なります。

短期間施設に泊まる

たん き にゅうしょせいかつ かい ご

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活 の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	単独型・ 従来型個室	単独型・ ユニット型個室	併設型・ 従来型個室	併設型・ ユニット型個室
要介護1	656円	759円	614円	716円
要介護 2	728円	829円	684円	786円
要介護3	801円	907円	758円	862円
要介護 4	871円	976円	829円	934円
要介護 5	942円	1,046円	899円	1,004円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。
- ※連続した利用日数は30日までとなります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

たん き にゅうしょ りょうよう かい ご いりょうがた

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練 が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	多床室・基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要介護1	842円	915円	848円
要介護 2	893円	993円	896円
要介護3	958円	1,059円	962円
要介護 4	1,011円	1,118円	1,017円
要介護 5	1,067円	1,178円	1,071円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。
- ※連続した利用日数は30日までとなります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の違い

従来型個室:共同生活室(リビング)を併設していない個室

多 床 室: 定員2人以上の個室ではない居室

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室:共同生活室(リビング)が併設している個室

その他の

- ◆地域密着型サービス・・・・・・ 19ページ~
- ◆福祉用具貸与・購入、住宅改修・・・・ 23ページ~

施設サービス

要介護1~5の方が利用できるサービス

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

生活の場と介護を提供する施設

かい ご ろうじん ふく し し せつ とくべつよう ご ろうじん

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

1か月あたりの自己負担 (1割) のめやす

定員30人以上の特別養護老人 ホームで、心身の状況等により常 に介護が必要で、自宅での生活が 難しい方が対象の施設です。

施設サービス計画に基づき食事、 入浴、排せつなど日常生活の介護 や健康管理が受けられます。

※原則として、要介護3以上の方が

- 入所できる施設です。
- ※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。
- ※居室の種類については、P.12下部 「居室の違い」を参照ください。

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,538円	18,538円	21,080円
要介護2	20,739円	20,739円	23,281円
要介護3	23,033円	23,033円	25,637円
要介護4	25,234円	25,234円	27,869円
要介護5	27,404円	27,404円	30,039円

リハビリ等で自宅への生活復帰を目指す施設

かい ご ろうじん ほけん しせつ

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリ テーション等の医療サー ビスを受けることで自宅 での生活復帰を目指す方 が対象の施設です。

施設サービス計画に基づ き医学的な管理のもとで 介護や看護、リハビリテー ションが受けられます。



要介護度	多床室・ 基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ・基本型	ユニット型個室・在宅強化型
要介護 1	24,955円	27,404円	25,234円	27,559円
要介護 2	26,505円	29,791円	26,660円	29,946円
要介護3	28,551円	31,899円	28,706円	32,023円
要介護 4	30,225円	33,697円	30,442円	33,852円
要介護 5	31,837円	35,371円	32,023円	35,526円

- ※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。
- ※居室の種類については、P.12下部 [居室の違い] を参照ください。



長期療養のための医療と介護を一体的に受けられる施設

かい ご いりょういん

介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入 れ」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方が対象で、施設サービス計 画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理での介護、機能訓練等を受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	Ⅰ型・多床室	Ⅱ型・多床室	ユニット型I型 ・個室	ユニット型I型 ・個室
要介護1	26,195円	24,707円	26,722円	26,691円
要介護2	29,667円	27,776円	30,194円	29,915円
要介護3	37,169円	34,348円	37,696円	36,890円
要介護4	40,331円	37,138円	40,889円	39,835円
要介護 5	43,245円	39,649円	43,772円	42,532円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ここでちょっとお知らせ

高齢者実態調査にご協力ください

栃木市では毎年、市民の皆様が安心してこのまちで暮らせるように、世帯 の状況や何かあった際の連絡先を記録しています。

調査の結果は、普段の見守り活動、不慮の事故や緊急時に活用されます。

【調査期間】毎年5月~6月ごろ

【調査対象】お住まいの方が全て70歳以上のお宅

※年齢は4月1日時点。原則として 69 歳以下の方が同居 もしくは隣接地にお住まいの場合は、調査対象外となります。

【調查内容】世帯状況、緊急連絡先等

【調査方法】担当の民生委員さんが、皆様のお宅を訪問し、お話を伺うか、 または調査票の記入をお願いします。

- ・民生委員は、必ず「民生委員証」を携帯しています。
- この調査では、銀行口座や暗証番号を聞くことは絶対にありません。

【問合せ】 高齢介護課 高齢福祉係 ☎ 0282-21-2241

2-3 介護予防サービス

要支援1・2の方が利用できるサービス

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成や サービス利用の相談

かい ご よ ぼう し えん 介護予防支援

要支援1・2の認定を受けた方が自宅で介護予防のサービスを利用するために、地域包括 支援センター (P.41) の職員等が介護予防ケアプランの作成や、サービス利用の相談を受 け付けます。

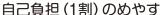
- ★介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額介護保険で負担します。)
- ★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善 したい点などあれば、担当職員等に積極的に伝えてください。また、一度作成したケア プランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでも担当職 員等に相談してください。

要介護状態になることを防ぐため、自宅を訪問してもらい 入浴やリハビリを受ける

かい ご よ ぼうほうもんにゅうよくかい ご

介護予防訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に 自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるように 入浴の介助を受けます。



874円 1 🗇

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼうほうもん

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるようにリ ハビリテーションを受けます。

自己負担 (1割) のめやす

1 🗇 303円 ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

要介護状態になることを防ぐため、お医者さんの指導のもと療養生活を送る

かい ご よ ぼう きょたくりょうようかん り し どう

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、健康管 理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担 (1割) のめやす

※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
病院・診療所の薬剤師の場合 (月2回まで)	566円

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
管理栄養士の場合(月4回まで)	545円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼう ほうもんかん ご

介護予防訪問看

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療 養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。





- ※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

要介護状態になることを防ぐため、施設に通う

かい ご よ ぼうつうしょ

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、心身機能の維持回復のために 日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

- ※食費・日常生活費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要介護状態になることを防ぐため、短期間施設に泊まる

かい ご よ ぼうたん きにゅうしょせいかつかい ご

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の 支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担 (1割) のめやす

要支援度	単独型・ 従来型個室	単独型・ ユニット型個室	併設型・ 従来型個室	併設型・ ユニット型個室
要支援1	488円	571円	459円	538円
要支援2	607円	693円	571円	668円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。
- ※連続した利用日数は30日までとなります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼうたん き にゅうしょりょうようかい ご いりょうがた

介護予防短期入所療養介護(医療型ショート ステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が 受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要支援度	多床室・ 基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要支援1	622円	682円	633円
要支援2	785円	846円	800円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。
- ※連続した利用日数は30日までとなります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の違い

従来型個室:共同生活室(リビング)を併設していない個室

多 床 室: 定員2人以上の個室ではない居室

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室:共同生活室(リビング)が併設している個室

要介護状態になることを防ぐため、特定の施設に入っている方が 利用する介護サービス

かい ご よ ぼうとくてい し せつにゅうきょしゃせいかつかい ご

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴や食事等の介 護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に分かれています。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	186円
要支援2	318円

- ※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。
- ※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要支援1・2の方は、介護予防サービスだけではなく、総合事業の「介護予防・生活支 援サービス」を受けることができるので、

ほうもんかい ご

*訪問介護(ホームヘルプサービス)

*通所介護(デイサービス)

をご希望の方は、P. 26~P. 27をご覧ください。

その他の

- 19ページ~ ◆地域密着型サービス・・・
- ◆福祉用具貸与・購入、住宅改修・・ 23ページ~





2-4)地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活するためのサービス

- ※基本的には、栃木市内にお住まいの方に限り、利用することができます。
- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

24時間対応の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

ていきじゅんかい ずいじ たいおうがたほうもんかい ご かん ご

定期巡回・随時対応型訪問介護者

日中・夜間を通じて、介護職員や看護 師が一体的または密接に連携しながら 定期的に巡回訪問し、日常生活上の支 援が受けられます。

また、通報や電話などにより、随時対 応することも可能です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、 3割の方は3倍になります。

1か月あたりの自己負担 (1割) のめやす 【一体型事業所の場合】

要介護度	訪問看護なし	訪問看護あり
要介護1	5,561円	8,113円
要介護2	9,925円	12,674円
要介護3	16,479円	19,346円
要介護 4	20,846円	23,849円
要介護 5	25,211円	28,893円

夜間の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

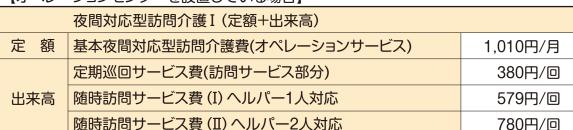
や かんたいおうがたほうもんかい ご

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上 のお世話などを行います。

自己負担(1割)のめやす(1月・1回)

【オペレーションセンターを設置している場合】



【オペレーションセンターを設置していない場合】

夜間対応型訪問介護Ⅱ(包括報酬) 2,759円/月

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※令和7年4月1日現在、市内に本サービスを提供する事業所はありません。



小規模な施設での通所介護サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

ちいき みっちゃくがたつうしょかい ご

地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模なデイサービ スセンター (日帰り介護施設) で食事や入浴など の日常生活支援や機能訓練などを受けられます。

- ※食費・日常生活費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は 3倍になります。

自己負担(1割)のめやす 【7時間以上8時間未満利用の場合】

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護 4	1,189円
要介護 5	1,331円

認知症の方に対するサービス

かい ご よ ぼう にんちしょう たいおうがたつうしょ かい ご

(介護予防・) 認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等で食事や入浴 などの日常生活支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす 【単独型事業所で7時間以上8時間未満利用の場合】

要支援1	876円
要支援2	978円

- ※食費、日常生活費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は 3倍になります。

要介護1	1,011円
要介護2	1,121円
要介護3	1,231円
要介護 4	1,342円
要介護 5	1,452円

にんちしょう たいおうがたきょうどうせいかつかい ご

(介護予防・)認知症対応型共同生活/ (グループホーム)

認知症と診断された方が、共同で生活できる住居で、食事や入浴などの日常生活支援や 機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【2ユニット以上の事業所の場合】

要支援 2	760円

- ※食費、日常生活費、居住費は別途負担です。
- ※要支援1の方は利用できません。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は 3倍になります。

要介護1	764円
要介護 2	799円
要介護3	824円
要介護 4	840円
要介護 5	857円

通所サービスを軸に、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

しょうき ぼ た き のうがたきょたくかい ご かい ご よ ぼう

(介護予防・) 小規模多機能型居宅介護

利用者の希望に応じて、1つの事業所で「通いのサービス」、「宿泊サービス」、「訪問 サービス」を組み合わせて利用することができます。費用は1回ごとではなく、月額定額 の料金になります。

> 1か月あたりの自己負担(1割)のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方が居住していない場合

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円

- ※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の 方は3倍になります。

要介護1	10,636円		
要介護2	15,632円		
要介護3	22,740円		
要介護 4	25,097円		
要介護 5	27,672円		

かん ごしょうき ぼ た き のうがたきょたくかい ご

看護小規模多機能型居宅介護

施設への「通いのサービス」を中心に、利用者の希望に応じて、自宅に来てもらう「訪 問介護や看護」、施設に「泊まるサービス」を受けることができます。費用は月額定 額制です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

要介護1	12,659円			
要介護2	17,711円			
要介護3	24,898円			
要介護 4	28,238円			
要介護 5	31,942円			

- ※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
- ※要支援1・2の方は利用できません。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、 3割の方は3倍になります。



小規模な施設での入所者・入居者のためのサービス

ちいき みっちゃくがたかい ご ろうじんふく し し せつにゅうしょしゃせいかつかい ご

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

定員29人以下の特別養護老人ホームで、心身の状況等により常に介護が必要で、自宅 での生活が難しい方が対象の施設です。施設サービス計画に基づき食事、入浴、排せつ など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,879円	18,879円	21,452円
要介護 2	21,111円	21,111円	23,684円
要介護3	23,436円	23,436円	26,040円
要介護4	25,699円	25,699円	28,334円
要介護 5	27,900円	27,900円	30,535円

- ※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。
- ※食費、日常生活費、居住費は別途負担です。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。
- ※居室の種類については、P.17下部 [居室の違い] を参照ください。

ちいき みっちゃくがたとくてい しせつにゅうきょしゃせいかつかい ご

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホームなどで 食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練、健康管理等を受けられます。

1日あたりの自己負担 (1割) のめやす

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護 4	761円
要介護 5	832円



- ※食費、日常生活費、居住費は別途負担です。
- ※要支援1・2の方は利用できません。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

5 安心かつ自立した生活のためのサービス

自宅で生活するためのサービス

※個人により負担金額は異なります。(費用の1割、2割又は3割の自己負担)

自立した生活や介護者の負担を減らすために福祉用具を借りる

かい ご よ ぼう ふく しょう ぐたいょ

(介護予防・) 福祉用具貸与

要介護状態になることを防ぐ、または状態が今以上進行しないよう、福祉用具をレン タルすることが出来ます。要介護度によって利用できる用具が異なります。

※TAISコード(タイスコード)が付いている福祉用具に限ります。

対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1·2 要介護1	要介護 2·3	要介護 4・5
手すり(工事を伴わないもの)			
スロープ(工事を伴わないもの)★			
歩行器 ★			
歩行補助つえ ★			
※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合			
で介護保険対象となる杖の種類が異なり			
ますのでご注意ください。			
※一般の杖 (T字杖、C字杖など) は対象外			
(普通型電動)車いす(車いす付属品を含む)			
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)			
床ずれ防止用具	×		
体位変換器	^		
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト(つり具の部分を除く)			
自動排せつ処理装置	A	A	





- ●利用可×原則として利用不可(例外有) ▲尿のみを吸引できるものは利用可
- ※都道府県等からの指定を受けた福祉用具貸与・販売事業者に限ります。
- ※事業者によって用具の機種や費用は異なります。
- ※要介護1以下の方が特殊寝台等の貸与にて、介護保険給付を受ける場合には、別途、軽度者 に対する福祉用具貸与の取扱いの基準に基づきますので、担当のケアマネジャーにご相談く ださい。
- ★次の福祉用具は、貸与か購入の一方を選択できます。
 - ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・歩行補助つえ(松葉づえを除く)
 - ※歩行補助つえ

【貸与の場合】:松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及 び多点杖(*)に限る。

【購入の場合】:カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖 に限る。

(*) 多点杖: 杖先の接地点が3点以上の複数に分岐することで、杖の支持面を広くした杖。 T字杖などの介護保険対象外の単点杖の杖先に、オプションで複数に分岐するゴムを装着し使用する杖は対象外。

日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する

かいご よぼう ふく し よう ぐ こうにゅう とくてい

特定(·介護予防) 福祉用具購入

排せつや入浴時に使う貸与にはなじまない福祉用具(1~6)及び、貸与か購入の一方を 選択することができる福祉用具 $(7 \sim 9)$ を指定事業所から購入した際に、その購入にか かった費用の9割、8割又は7割が支給されます。

- ※介護保険対象の上限額:10万円(同一年度内:4月~翌年3月)
- ※TAISコード(タイスコード)が付いている福祉用具に限ります。
- ※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合で介護保険対象となる杖の種類が異なり ますのでご注意ください。

	対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により貸与も可能
1	腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
2	特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
3	簡易浴槽
4	移動用リフトのつり具部分(介護を受ける方の体を包んで支えるシート)
5	入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
6	排泄予測支援機器
7	固定用スロープ ★
8	歩行器(歩行車を除く)★
9	歩行補助杖 ★ (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ、及び 多点杖に限る)
	※一般の杖(T字杖、C字杖など)、松葉杖は対象外

- ※購入時に要介護・要支援の認定を受けている方が対象です。
- ※福祉用具購入の際には、介護保険被保険者証と負担割合証の提示が必要です。
- ※都道府県等からの指定を受けた事業者以外からの購入は、支給の対象になりませんので、ご注意 ください。
- ※保険の支給を受けるには、購入後に領収証、カタログ(写)を添付し、市高齢介護課への申請が 必要です。



住み慣れた住宅を改修し、より安全な生活を送る

かい ご よ ぼう きょたくかい ご じゅうたくかいしゅう

(介護予防・) 居宅介護住宅改修

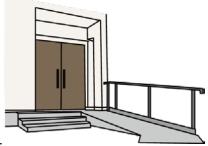
工事着工前の申請 :が必要です

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、その改修にかかった費用の9割、8割 又は7割が支給されます。改修費の上限は、要介護・要支援どちらの方も20万円です。 事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

○介護保険の対象となる工事

- ①手すりの取付け ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等の ための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他上記の住宅改修に付帯する工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。





◎手続きの流れ

相談・検討

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに相談します。

市へ事前申請

工事を始める前に、市の窓口に、申請書、住宅改修が必要な理由書、見積 書、住宅全体の平面図、改修予定箇所の写真 (日付入り) 等、必要書類を 提出し、市の審査を受けます。

市の審査・通知

市が申請内容を審査し、申請者(本人又は事業者)に通知します。

工事の実施・

支払

市の審査結果通知を受けたのち、着工します。

改修後、工事箇所の写真を撮ります。(日付入り)

改修費用をいったん全額負担し、事業者に支払います。(償還払)

・改修費用全額を立て替えず、改修費用の1割、2割又は3割の自己負担額 のみを事業者に支払う「受領委任払」という支払方法もあります。

払戻(保険支給) の手続き

全て終了したら、市の窓口に写真や領収書等を提出し、工事が完了したこ とを伝えます。工事着工日、完成日も合わせてご報告ください。

払戻(保険支給)

工事が介護保険の対象であると認められた場合、その改修に要した費用の 9割、8割又は7割が支給されます。

負担割合が1割の方の場合、保険支給の上限は18万円です。

◎注意事項

※改修工事前に、事前申請し、市の審査・承認を受ける必要があります。

ケアマネジャーなどとよく相談して工事箇所や業者を決め、市の窓口に申請してください。

- ※限度額の20万円以内であれば、数回に分けて申請・改修することができます。
- ※引っ越した場合や要介護度が一定程度重くなった場合、20万円の再支給を受けることができます。
- ※本人や家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費が対象となります。
- ※工事業者の選択の際は、複数の業者から見積書を取るなどして、工事内容や製品の特長(仕様・材質)、金 額等について比較・検討の上、決定してください。
- ※工事業者は、見積書を作成したら本人・家族等に工事内容や製品の特長(仕様・材質)、金額等について説 明し、見積書の内容に承諾を得てください。

介護予防・日常生活支援総合事業

地域のニーズや実績に応じて利用できるサービス

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活支援を目的とした事業です。

よ ぼう せいかつ し えん で護予防・生活支援サービス事業

▶対象になる方

- ・要介護認定で要支援1・2を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

1. 訪問型サービス(ホームヘルプ)

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(買物、調 理、掃除等のお手伝い)を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	961円	1,922円	2,883円
週2回程度の利用	1,919円	3,837円	5,756円
週2回程度を超える利用	3,045円	6,090円	9,134円

[※]利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

②訪問介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(買物、調理、 掃除等のお手伝い) や必要に応じて身体介護(食事や入浴の見守り等)を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	1,201円	2,402円	3,603円
週2回程度の利用	2,399円	4,797円	7,195円
週2回程度を超える利用	3,806円	7,611円	11,416円

[※]利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

2. 通所型サービス(デイサービス)

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設(デイサービスセンター)に通い、運 動やレクリエーション等を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,459円	2,917円	4,375円
要支援2相当のサービスを利用した場合	2,938円	5,876円	8,813円

[※]入浴はありません。※利用内容・回数はケアプランにより決まります。

②通所介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設 (デイサービスセンター) に通い、日常 生活上の機能を向上させるための体操や趣味等の活動を行い、必要に応じて、食事や入 浴の提供を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,824円	3,647円	5,470円
要支援2相当のサービスを利用した場合	3,672円	7,344円	11,016円

※利用内容・回数はケアプランにより決まります。



いっぱんかい ご よ ぼうじぎょう

·般介護予防事業

自立支援や要介護状態になることを防ぐための事業で、65歳以上であれば誰でも参加で きます。

◆一般介護予防事業の対象となる方

- ・65歳以上の方
- ・65歳以上の方を支援するための活動に関わる方

◆事業例

事 業 名	内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	体操教室など、地域の住民が主体となって行う介護 予防活動の育成や、支援を行います。

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

身近な地域の人どうしで交流し、楽しみながら体操を続け、筋力向上、転倒予防を目指す 内容です。地域住民同士の交流を目的にしているため、団体代表の方よりお問い合わせく ださい。地域包括支援センターより、出前講座を行わせていただき、ご希望団体の方へ必 要物品を貸し出しいたします。

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」

ご自身の介護予防・健康づくりのほか、介護予防ボランティア活動に興味のある方にお勧 めです。年間を通じて講座日程が決まっています。また、地域包括支援センターによって 活動状況・内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。(P.42)

3.サービスに関する費用について

介護保険のサービスを利用したときは、原則利用料の1割、2割又は3割を支払います。 自己負担額が高額になったときや所得の低い方には、負担を軽減する仕組みがあります。

介護サービス利用料

護保険サービスを利用した時は、 用料の1割、2割又は3割を支払います。

利用料の負担割合(1割、2割又は3割)は、所得に応じて決まります。 在宅サービスについては、要介護度に応じて利用できるサービス費の限度がありま す。限度額を超えて介護保険サービスを利用した分は、全額自己負担になります。

1か月あたりのサービス利用限度額 (施設サービス等は別途報酬基準があります。)

要介護度	利用限度額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

●上記の限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)・・・P.24参照
- ・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)・・・・・P.25参照
- ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)・・・P.10 (P.16) 参照
- ・施設に入所して利用するサービス全て
- ※これらのサービスは、限度額がサービス別に設けられています。



施設サービスを利用したときの費用

施設サービスを利用した時は、施設サービス費の自己負担分(1割、2割又は3割)の他、 部屋代、食費、日常生活費を支払います。(負担割合は所得に応じます。)

施設サービス費 の1割、2割 又は3割









■部屋代(居住費/滞在費)・食費

●施設入所及び短期入所利用時の部屋代・食費は、施設と利用者との契約によって決ま り、通常、全額自己負担となりますが、平均的な費用をもとに「基準費用額」が定めら れています。

国が定める部屋代・食費の基準費用額(日額)

	ユニット型 ユニット型		(三、) (大田		多床室	
居室の種類	一個室	一型一ツド望 個室的多床室	特養	特養以外	特養	特養以外
居住費	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円
食費	1,445円					

[※]特養は特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護、特養以外は介護老人保健施設、介護医療院及び 短期入所療養介護

費用負担の軽減

■介護保険負担限度額認定申請(部屋代・食費の負担軽減)

- 所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、 部屋代・食費の負担が軽減されます。ただし、負担軽減には、市への申請が必要です。 なお、適用となるサービスは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保 健施設、介護医療院等に入所又は短期入所を利用する場合となります。
- ☆支給には、世帯全員(本人・世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること及び預貯 金等が以下の基準以下であることが条件です。

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階(生活保護受給者)	_
第2段階(年金収入等80万円以下)	単身… 650万円、夫婦…1,650万円
第3段階① (年金収入等80万円超120万円以下)	単身… 550万円、夫婦…1,550万円
第3段階② (年金収入等120万円超)	単身… 500万円、夫婦…1,500万円

[※]年金収入等……公的年金等収入金額(非課税年金含む)+その他の合計所得金額

[※]居室の種類については、P.17下部 [居室の違い] を参照ください。

[※]令和7年8月より年金収入等80万円の基準が80.9万円に変更となります。

[※]第2号被保険者(40歳~64歳以下)の基準は、単身1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。

●下表の負担限度額を超えた分は介護保険から「特定入所者介護サービス費」として給 付されます。

介護保険負担限度額(1日あたり)

	¬ — L #II	2年 2月 2日		食	費		
利用者負担段階		ユーット型 個室的多床室	特養	特養以外	多床室	施設入所	短期入所
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円

[※]特養は特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護、特養以外は介護老人保健施設、介護医療院及び 短期入所療養介護

■市民税課税層に対する特例減額措置申請

- ●市民税課税世帯において、利用者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設へ 入所 (短期入所は対象外) し、以下の要件をすべて満たす場合には、申請により、第3 段階②の負担限度額が適用されます。
- ●申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係(☎0282-21-2251)へ お問い合わせください。

☆要 件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 利用者の世帯の構成員が2人以上であること
 - ※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯の構成員の数に1を加える
 - ※施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす
- ② 介護保険施設(及び地域密着型介護老人福祉施設)に入所し、現在利用者負担限 度額認定を受けていないこと ※ショートステイは適用外
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担、食費、居住費の見込額を除いた額が80万 円以下であること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 介護保険料の滞納がないこと

[※]居室の種類については、P.17下部 [居室の違い] を参照ください。

[☆]申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係(☎0282-21-2251)へお問い合 わせください。

■社会福祉法人等利用者負担額軽減申請

- ●所得が低い方で、社会福祉法人が運営する介護保険サービスを利用する場合、利用者 の負担が軽減されます。ただし、軽減を行っていない社会福祉法人もあります。
- ●軽減の対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福 祉施設、定期巡回·随時对応型訪問介護看護、認知症对応型通所介護、小規模多機能 型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着 型诵所介護等です。
- ●軽減の対象となるものは、介護費・食費・居住費・滞在費・宿泊費のうち、利用する介 護保険サービスの種類によって異なります。また、軽減の程度は利用者の状況によって 異なります。
- ●この軽減は負担限度額を適用した後の利用者負担額について適用されます。
- ●申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係(☎0282-21-2251)へ お問い合わせください。

☆要 件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 世帯全員(本人・世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること
- ② 世帯全員の年間収入及び預貯金額が定められた額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと

1か月の自己負担が高額になったとき

■高額介護(予防)サービス費支給申請

ひと月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がいる 場合は世帯合計額)が負担上限額を超えた場合は、申請により、超えた分が「高額介護 (予防)サービス費」として支給されます。ここでの利用者負担とは、保険対象である介護 サービス費用の1割、2割又は3割負担相当額を指します。

支給を受けるには、市への申請が必要です。対象となる方には通知が郵送されます。

利用者質	負担上限額 (月額)		
 市民税課税世帯で、右記に	※課税所得690万円以上	140,100円 (世帯)	
該当する65歳以上の方が	※課税所得380万円以上690万円未満	93,000円 (世帯)	
世帯にいる場合 	※課税所得380万円未満	44,400円 (世帯)	
	市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合 (世帯のどなたかが課税されている方)		
世帯全員が市民税を課税され	24,600円 (世帯)		
前年の合計所得金額 80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)		
生活保護の受給者等	15,000円 (個人)		

[※]世帯に属する65歳以上の第1号被保険者で最も高い課税所得の方で区分判定します。

[※]高額介護(予防)サービス費の支給対象外:食費、部屋代等、住宅改修費、福祉用具購入費

[※]表中80万以下の基準は、令和7年8月より80.9万円以下に変更となります。

1年間の介護保険と医療保険の利用者負担が 高額になったとき

高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、介護と医療の自己負担額が以下の負 担限度額を超えた場合は、申請により、超えた分が支給されます。対象の見込みとなる方 には、通知が郵送されます。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の負担限度額(年額)

【計算対象期間:前々年8月1日~前年7月31日】

	区 分	70歳未満の方
★ 1	901万円超	212万円
	600万円超~901万円以下	141万円
基準総所得金額	210万円超~600万円以下	67万円
額	210万円以下	60万円
 世帯主及び国保加入者全員が 市民税非課税		34万円

	区分	70歳以上の方
★2 運	690万円以上	212万円
課税所得	380万円以上690万円未満	141万円
得	145万円以上380万円未満	67万円
世帯の	どなたかが市民税を課税されている方	56万円
低所	得者Ⅱ (市民税非課税世帯)	31万円
三 担 和 	所得I (市民税非課税世帯で、世帯 員全員に所得がない世帯) 公的年金 말除額を80万円★3 として計算。令 13年8月診療分以降について、給与 行得を含む場合は、給与所得の金額 から10万円を控除して計算。	19万円

- ★1 世帯における国民健康保険加入者全員の所得金額の合計額で区分判定します。 (基準総所得金額=総所得金額等-市民税の基礎控除額)
- ★2 世帯に属する国民健康保険(・後期高齢者医療保険)被保険者のうち最も高い課税所得の方で 区分判定します。(国保、後期それぞれで判定)
- ★3 令和7年度分(計算対象期間が令和7年8月1日~)より80.67万円となります。
- ※同じ世帯でもそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ※健康保険組合などの社会保険に加入している方は、加入されている健康保険にお問い合わせください。

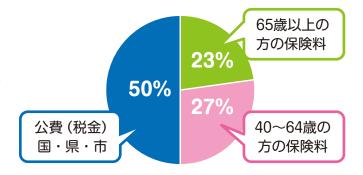




4.介護保険料について

40歳以上の皆様に納めていただいている 介護保険料は、国や自治体の負担金と合わ せて、介護保険を運営するために使用され ています。

右の負担割合は、人口比率をもとに決めら れており、3年に1度見直されます。



40~64歳の方の保険料の決め方・納め方

40~64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式によ り決まります。

	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	同じ世帯に属している40〜64歳の方(第2号被保険者)の人数や所得によって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援分・介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に 加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入 している医療保険の算定方式に基 づいて決まります。	医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、市が算出した「基準額」をもとに決ま ります。基準額は、介護サービス給付額見込に基づき、3年に1度見直されます。

保険料の決め方

基準額 (年額)

保険料率

保険料 (年額)



基準額の決め方

基準額 (年額)

栃木市の 介護保険給付に かかる総額

65歳以上の方 の負担分23% _

市に住む65歳 以上の方の人数

栃木市の65歳以上の方の介護保険料(令和7年~令和8年度)

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額 ×0.455 〔 _{軽減後} [×0.285]	32,361円 〔軽減後 _{20,270円} 〕
第 2 段階	・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.60 〔軽減後 ×0.4	42,674 円 〔軽減後 28,449円〕
第3段階	・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+その他の 合計所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.69 [軽減後 ×0.685]	49,075円 〔軽減後 48,719円〕
第 4 段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額 ×0.90	64,011円
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超える方	基準額	71,124円 (月額5,927円)
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.20	85,348円
第 7 段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	92,461円
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	106,686円
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	120,910円
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	135,135円
第 11 段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	149,360円
第12段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	163,585円
第13段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 720万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.40	170,697円
第 14 段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 900万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.50	177,810円
第15段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満の方	基準額 ×2.60	184,922円
第 16 段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が 1,200万円以上の方	基準額 ×2.75	195,591円

^{※「}合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前 の金額のことです。第1~5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います、第1~5段階の合計所得金額に給与所得 が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

[※]土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を 用います。

^{※「}課税年金収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢 福祉年金などは含まれません。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の納め方は、受給している年金(老齢 (退職) 年金・遺族年金・障害年金) の額によって2通りに分かれます。

※老齢福祉年金は、対象になりません。

●年金が年額18万円以上の方・・・特別徴収

年金から天引きになります。年金の支払い月が年6回(偶数月)であるため、介護保 険料の年額を6回で割った額が、1回あたりに天引きされます。

- ※本来、年金から天引きになる方(特別徴収)でも、一時的に納付書で納める場合が あります。
- ●年度途中で保険料が増額になった ⇒ 年度内は、増額分を納付書で納めます。
- ●年度途中で65歳になった
- ●年度途中で年金の受給が始まった
- ●年度途中で他の市区町村から転入した
- ●保険料が減額になった
- ●年金が一時差し止めになった

原則、特別徴収の対象者として把握される ます。

それまでは、納付書で納めます。

●年金が年額18万円未満の方・・・普通徴収

市から送られてくる納付書により、取扱金融機関で納めます。 また、手続きをすれば口座振替による支払いが可能です。

◆□座振替の手続き◆

- ①介護保険料の納付書、引き落とす通帳、通帳届出印を用意します。
- ②①を持って、取扱金融機関で口座振替依頼書に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申込日翌月末以降からとなります。
- ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがございます。

介護保険料について 困ったときは・・・





災害や扶養者の方の失業等で、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や 猶予が受けられる場合があります。

困ったときは、お早めに市役所の税務課 (本庁舎2階 ☎0282-21-2263) まで、ご相談 ください。

介護保険料を滞納すると・・・

災害等特別な事情がないのに介護保険料を納めていただけない場合、期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割又は2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利用負担が4割になったりする措置がとられます。保険料は、必ずお納めください。

1年間滞納した場合

サービス利用時の支払い方法の変更 (償還払いへの変更)

利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければならなくなります。

(後日、申請により9割、8割又は7割相当分が市から払い戻されます。)



1年6か月間滞納した場合

保険給付の一時差し止め 差し止め額から滞納保険料を控除 利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければならなくなり、1年間滞納した場合と異なり、後日払い戻しの申請をしても、一部または全部が一時的に差し止められます。



2年間以上滞納した場合

利用者負担の引き上げ 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料未納の期間に応じて、本来1割又は 2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利 用負担が、4割に引き上げられたり、高額介護 サービス費等が受けられなくなったりします。

これらの措置が生じても、介護保険料納付の義務が消失したことにはなりません。

介護保険料について

いつから納め始めるの・・・?

介護保険料は、65歳になる誕生日の前日の属する月の分から納めます。

【例】 ①5月1日が誕生日の場合

⇒前日は4月30日なので、4月分から納めます。

②5月2日が誕生日の場合⇒前日は5月1日なので、5月分から納めます。



※医療保険に加入している40~64歳の方は、加入している保険により納付開始時期 が異なります。

5.栃木市の高齢者向けサービス

介護保険以外の高齢者向けサービスについて

栃木市では、介護保険サービス以外に様々な高齢者向けサービスを実施しています。

可親が高齢でなってきて、いろいろと心配だなか。 とこでは数したらいいかだろう…?

★保健や福祉に関する相談窓口があります

地域包括支援センター・・・・・・・・41
とちぎ権利擁護センター「あすてらす・とちぎ」・・60
とちぎ市くらしサポートセンター「くらりネット」・60
栃木市成年後見サポートセンター・・・・・・61
精神保健福祉相談・・・・・・・・・・・65
認知症の人と家族の会・・・・・・・・・66
認知症疾患医療センター・・・・・・・66



足膳が弱≤なって掃除や買い物が大変になってしまったなあい

★自立生活を支援するサービスがあります



軽度生活援助員派遣事業・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 43
ふれあい在宅福祉サービス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 61
シルバー人材センター・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 65

語扇をあるし、 のとり言らしは不自を2000

★安否確認をかねたサービスや緊急時に役立つサービスがあります

配食サービス事業・・・・・・・・・・・	•	•	•	• 43
緊急医療情報カプセル・安心見守りカプセル	•	•	•	• 45
高齢者ふれあい相談員事業・・・・・・・・	•	•	•	• 47
緊急涌報装置貸与事業・・・・・・・・・	•	•	•	. 47

福祉用具を買うたり借りたりするときの補助はないかなあっ

★レンタル用や購入費の助成があります

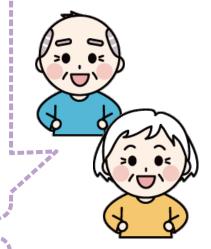
	常生活用具購入費助成事業・・	•	•	•	•	•	•	•	•	• 48
高	齢者補聴器購入費助成事業・・	•	•	•	•	•	•	•	•	• 49
\Box	常生活用具レンタル料助成事業	•	•	•	•	•	•	•	•	• 49



体を動かしたり、地域での活動を参加したりしたいなあり

★健康づくり、生きがいづくりの場やサービスがあります

はこ	つらつ	セン	ター	·事第	Ě•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
いき	きいき	サロ	ン事	業・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
健身	はり、	、きゅ	う及る	びあ	hβ	季~	マツ	サ	—	ジ	指	王	施征	桁料	纠	カF	戊多	斧・	•	47
敬き	经事	業補	助金	• 荀	牧老	祝	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
老人	【福祉	セン	ター	- 6	康	福	祉	セ	ン	夕	—	•	•	•	•	•	•	51	~	·53
高崗	計	立生	活支	援引	業	•	就	労	约	活	動	支	援	員	•	•	•	63	3、	64
とき	5ぎ蔵	の街	シニ	アク	ァラ	ブ	(:	老.	人	ク	ラ	ブ)	•	•	•	•	•	•	64



THELEURIEUR, PLOB, ENTREDSTANDATES

★車いすの貸出サービスがあります

車いす貸与事業・・・・・・・・・・・56



出力时起以时是、車の運転はできないし。

★外出時の便利なサービスがあります

Æ	或タク	7 •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 54
i.	ふれぁ	5U1.	バス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 55
Ż	冨祉ゟ	クク	シー	利	用	券	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 56
ß	章がし	1者:	等移	送	サ	_	ビ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 62
Ē	車イス	(移)	美車	貸	出:	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 62

医療に関する助成はないかなる。

★医療助成のサービスがあります

高齢者のインフルエンザ予防接種・・・・・・57
高齢者の肺炎球菌予防接種・・・・・・57
帯状疱疹予防接種・・・・・・・・・58
新型コロナウイルス感染症予防接種・・・・・58
特定検診・健康診査及び人間ドック健診の助成・・59

寝をきりのおはあちゃんのをめのサービスはないかだる…

★自宅で生活している寝たきりの方や介護者へのサービスがあります

紙おむつ給付事業		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
在宅寝たきり老人	车介護	手:	当支	給	事	業	•	•	•	•	•	•	•	50



					:	対象	者早見表					
		掲	対	ĵì	護保險	——— 矣	ĵ	護保	——— 矣			
		載。	4	非	該当都	É		認定者	<u>′</u>	家		
	☆略語解説☆	~	象		ひ	高	ひ	高		族		
	11 …相談事業	リジ	年		ک	齢	ک	齢		介		
	──…福祉系サービス	番	+		り 暮	者	り 暮	者		護		
	医…医療系サービス	号	龄		春ら	世	春ら	世		者		
					U	帯	U	帯				
	地域包括支援センター	41	65 歳以上	•	•	•	•	•	•	•		
福	軽度生活援助員派遣事業	43	65 歳以上				•	•				
福	配食サービス事業	43	65 歳以上		•	•	•	•		L		
•		10		※食村	オの確	保、調	理が困	関難な	方			
福	はつらつセンター事業	44		条件	があり	ます。						
福	いきいきサロン事業	44					1	1	I			
福	緊急医療情報カプセル	45	65歳以上									
福	安心見守りカプセル	45		<i>A</i> #	(
福	認知症高齢者等 SOS ネットワーク 見守りシール・認知症高齢者等個人賠償責任保険	45		条件があります。								
福	生活支援のための地域資源リスト	46										
福	医療・介護・地域資源総合検索サイト	46		C/6/		<u>С</u> 111Л.		N 9 o				
	高齢者ふれあい相談員事業	47	70歳以上					•				
福	緊急通報装置貸与事業	47	65歳以上	※高齢	●	(●) 場合は、	● 本人以外	(●) の方が	 	等の場合		
福	紙おむつ給付事業	47	要介護3以上					•	•			
福	日常生活用具購入費助成事業	48	65歳以上	日常生	生活用	具の種	重類に 。	よって	異なり	ます。		
福	健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ 指圧施術料助成券	48	75歳以上	•	•	•	•	•	•			
福	高齢者補聴器購入費助成事業	49	65歳以上	夕卅	が し り	++	I	I	ı			
a	日常生活用具レンタル料助成事業	49	65歳以上	宋1十/	があり	₹9°						
福	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	50	要介護3以上	<i>×/</i> ; ∈	·)	かつ目	民! <i>て</i> !	\2 ± 0) Zı		
福		50	80歳以上	※住民票上同一世帯かつ同居している方のみ。 条件があります。								
個	敬老祝金	50	のの成以上	条件があります。								
福	老人福祉センター・健康福祉センター	51~53		/N11/		J. J.						
	蔵タク	54		どなけ	こでも	ご利用	できま	ます。				
福	ふれあいバス	55		_ 5.7		— I J/I.	0					
	運転免許証自主返納支援制度	55		運転		を返納	対された	 た方。				
	車いす貸与事業	56			すが必							

1						1		1				
		56	65歳以上	•	•	•		•				
福	福祉タクシー利用券	56	1級をお持ち	身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福1級をお持ちで在宅の方、通院でタクシーを利用する※通院回数の条件があります。								
(高齢者のインフルエンザ予防接種	57	60 歳以上 65 歳未満		特定(の障が	いをま	3持ち(の方			
			65 歳以上						•			
Œ	高齢者の肺炎球菌予防接種	57	60 歳以上 65 歳未満	- 海モの鳴かしなわばんのち								
			65 歳	•	•				•			
			60 歳以上 65 歳未満	- 海モハル・ハンタのほんハト								
医	帯状疱疹予防接種	58	年度末年齢 65·70·75 80·85·90 95·100· 100歳以上	75 90 条件があります。 ・								
医	新型コロナウイルス感染症予防接種	58	60 歳以上 65 歳未満		特定	の障か	いをは	お持ち	の方			
			65 歳以上		•				•			
	特定健診・健康診査及び人間ドック検診の助成	59	条件があります。									
福	ごみ出しサポート	59		条件点	がありま	ます。						
1	とちぎ権利擁護センター 「あすてらす・とちぎ」	60		どなだ	きでもる	ご利用	できま	きす。				
1	とちぎ市くらしサポートセンター 「くらりネット」	60		どなだ	きでもる	ご利用	できま	きす。				
(1)	権利擁護・成年後見支援センター事業 栃木市成年後見サポートセンター	61		どなだ	きでもる	ご利用	できま	きす。				
福	ふれあい在宅福祉サービス	61	65歳以上									
福	障がい者等移送サービス	62		条件点	がありま	ます。						
福	車イス移送車貸出事業	62		車いる	すを利用	用して	いるだ	<u> </u>				
福	高齢者自立生活支援事業	63	65歳以上									
福	栃木市生活サポーター養成講座	63	30歳以上	30歳以上 65歳以上								
福	就労的活動支援員設置事業	64	65歳以上									
福	とちぎ蔵の街シニアクラブ	64	60歳以上									
福	シルバー人材センター	65										
	精神保健福祉相談	65		ルチトナ	こでもる	不利用	できま	= ਰ t				
	認知症の人と家族の会	66		C/6/	0	∟ 1IJ/ T.		、 フ o				
	認知症疾患医療センター	66	66									

地域包括支援センターとは…

地域包括支援センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域でいつまでも「自分らしく」「安 心して」暮らせるように、医療機関や介護サービス事業所、ボランティアの方などと連携し ながら、必要な援助や支援をする地域の総合相談窓口です。

【主な仕事内容】

総合相談	介護や福祉、生活全般に関する相談をお受けし、訪問や制度 を横断したサービスの調整など総合的な支援を行います。
介護予防 ケアマネジメント	要支援の認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方に対し、状況にあったサービスが適切に提供されるよう支援します。
包括的・継続的 ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ケアマネジャーへの日常的な支援、困難事例等への指導・助言を行い、 生活をサポートしていきます。
権利務護	高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度などの活用支援や、高齢者虐待の対応を行います。

地域包括支援センタースタッフ



の相談など

社会福祉士

私たち、資格を 持った職員が訪問等をし、 お話を伺います。 些細なことでもお気軽に ご相談ください。



主任ケアマネジャー

事業者やケアマネジャーの 支援など

保健師

介護予防ケアプランの作成や 介護予防指導など

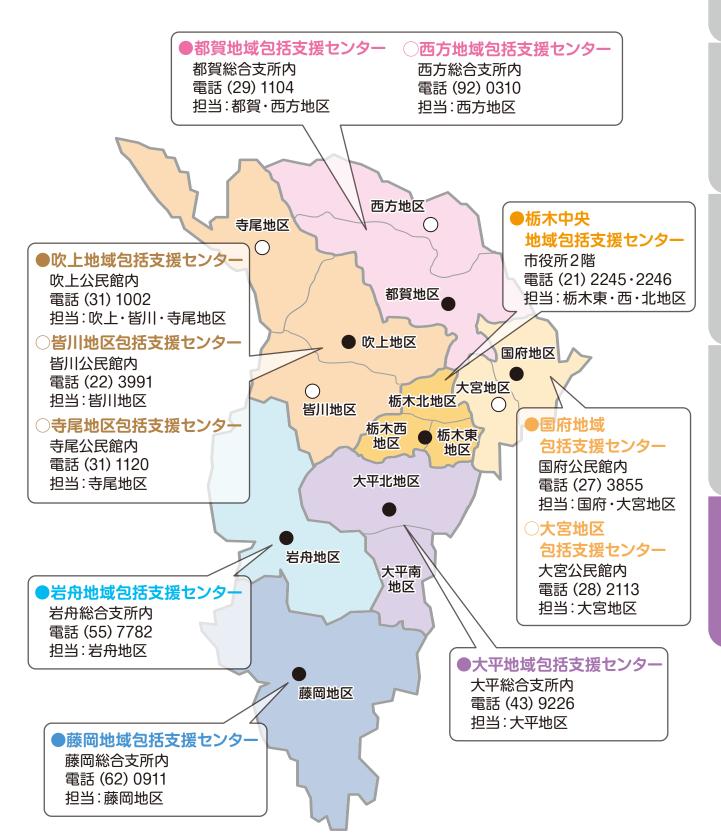
認知症初期集中支援専門員について

保健・福祉の専門職(認知症初期集中支援専門員)が認知症でお困りの方や心配な方、ご家族等からの相談 を受け、認知症の専門医やサポート医と連携を図りながら、病院受診や介護サービス利用、ご家族の介護負担 軽減などの支援を行います。また、もの忘れ相談を開催し、認知症の早期発見・早期対応を図っています。

問合せ 本庁舎2階(2A-1) 地域包括ケア推進課 栃木中央地域包括支援センター内

5 0282-21-2171

地域包括支援センターマップ



①軽度生活援助員派遣事業

高齢者の方が地域で自立して生活を送れるよう軽易な日常生活上の援助を行う軽度生活 援助員を派遣します。

- ★対象者 おおむね65歳以上の自宅で生活している方で、次のいずれにも該当する方
 - (1)ひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯の方
 - (2)市民税非課税世帯
 - (3)自立した生活の継続に不安があり、要介護状態又は 要介護状態になるおそれがある方
 - ※隣接地に親族が居住していないこと等の要件があり ますので、事前にお問い合わせください。



★サービス内容・利用時間・料金

1か月あたり合計10時間まで1割負担で利用できます。

サービスの内容	作業員1人あたりの1時間の料金(1割)							
家屋内の整理・整頓 (掃除、押し入れの整理、窓 ふき等)、食材等の買物、外出時の援助、その他 軽易な援助	112円							
	草取り	118円						
家周りの手入れ(草取り、草刈り、植木の剪定 1.5mまで)、簡単な大工、低所の塗装、屋外の	草刈り	129円						
清掃	大工・塗装・植木の剪定	143円						
7,33,15	屋外の清掃	112円						

- ★費用負担 【通常料金の1割(上記金額)】×利用時間
- ※利用時間のうち、制限を超えた分は通常料金(10割負担)となります。
- ※材料費等は、全額自己負担となります。

②配食サービス事業

対象者の状態に応じて、週1~5回まで自宅に昼食をお届けします。ただし、配達は 月~金曜日で、祝日、年末年始を除きます。

- ★対象者 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方で、 食材の確保や調理が困難な方
 - ※隣接地に親族が居住していないこと等の要件がありま すので、事前にお問い合わせください。
- ★費用負担 1食あたり300円



③はつらつセンター事業

地域住民の参加協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者に集まりの場を提供し、生き がいづくりや健康で元気に生活するための様々な事業を実施する団体に運営費の一部を 助成します。

- ★対象者 次のような事業を適切に運営できると認められた地域の任意団体(自治会等)
 - ○グラウンドゴルフ、カラオケ等の趣味・生きがい活動事業
 - ○会食、子どもとの交流、ボランティアでの奉仕活動等の地域交流事業
 - ○教養講座、健康講座、介護予防教室、あったかとちぎ体操等の開催

★委託料 (運営費の助成)

上記事業等の実施回数	事業運営費	初年度設備費
月4回以上	月額 10,000円	200,000円
月2回以上4回未満	月額 5,000円	200,000円

[※]年度途中の申請団体の運営費は、申請した月の翌月分から支給されます。

④いきいきサロン事業

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、介護状態の防止や健康寿命の延伸を 図ることを目的としたお茶やおしゃべりを楽しめる居場所を提供する個人に対し、そ の必要経費の一部を補助します。

- ★対象者 市内の個人宅や空き家・店舗等で、次の要件を満たす事業が行えると認め られた個人の方
 - ①開設場所は、利用者が歩いて通える場所であること。
 - ②月1回以上、サロンを実施し、1回あたり5名以上の参加者が見込めること。 (開設者は人数に含みません。)

★補助内容

開設補助	1サロン開設時に20,000円(初期費用)	
事業補助	月額 2,000円	
学术 間切	(4月申請の場合は満額24,000円)	



(1~4)**についての申込み・問合せ** ※サービス利用には申請後、審査があります。

- ◆本庁舎2階(2A-1) 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 ☎0282-21-2244
- ◆各総合支所 各地域包括支援センター(大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域)

⑤緊急医療情報カプセル

緊急時に必要な医療情報を入れることができるカプセルを配布します。

★対象者 次のいずれかに該当する方

(1)65歳以上のひとり暮らしの方

(2)65歳以上の高齢者のみの世帯

(3)身体障害者手帳1·2·3級、療育手帳A1·A2、 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、ひとり暮らしの方

※配布は、1世帯に1つになります。 ★費用負担 無料

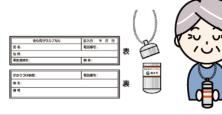


6安心見守りカプセル

認知症の症状がある高齢者の方等が徘徊した際の早期発見・早期保護につなげるた め、緊急時に必要な情報を常に携帯することができる小型の容器を配布します。

★対象者 市内の自宅にお住まいで、認知症の 症状を有し、徘徊がある又は徘徊の おそれがある方等

★費用負担 無料



⑦認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症の高齢者等が外出中に行方不明になった時に、市、警察、協力事業所、地域住 民などが協力し、行方不明者を早期発見・保護する仕組みです。

★ネットワーク対象者 市内に居住する認知症高齢者又は若年性認知症の方で行方不 明になるおそれのある方

月~金曜日(祝日・年末年始は除く)8時30分~17時15分 ★相談日時

★費用負担 無料

※ネットワークに登録した方は、次のサービスを利用することができます。

(1) 見守りシール

QRコードが印刷されたシールと情報共有サー ビス「どこシル伝言板」を用いて、対象者が行方 不明になった時の身元確認や家族への引き渡し を円滑に行います。対象者にはシールを交付し、 衣類や持ち物に貼ってお使いいただきます。

★対象者 認知症高齢者等ネットワークに登録 した方

★交付枚数 30枚 ★費用負担 無料

見守リシール 見本 (縦25ミリ、横50ミリ)



(2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の高齢者等が日常生活における偶然の事故に より、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金の支 払いを受けることができる制度です。

- ★対象者 次のいずれにも該当する方
 - (1) 認知症高齢者等SOSネットワークに登録した方
 - (2) 市内に住所を有し、在宅で生活する方
 - (3) 認知症の診断を受けている方、又は、要介護認 定基準の「認知症高齢者の日常生活自立度」が 「エ以上」の方
- ★費用負担 無料

⑤~⑦についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

- ◆本庁舎2階(2A-1) 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 ☎ 0282-21-2244
- ◆各総合支所 各地域包括支援センター(大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域)

⑧生活支援のための地域資源リスト

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活を支援す る様々な情報を以下の分類により一覧表にまとめたものです。

- はつらつセンター・認知症カフェ・コミュニティカフェ(サロン) ★集まる場
- ★生活支援 買い物支援・移動支援(送迎)・その他の生活支援サービス
- ★ボランティア ボランティア団体
- ★相談窓口 地域包括支援センター・社会福祉協議会・その他相談窓口

各一覧表の詳細(サービス対象者、問合せ先等)については、下記のURL又はQRコード からご確認ください。

★URL https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/103/77200.html



⑨医療・介護・地域資源総合検索サイト

市民の皆さまが、市内の医療機関・介護サービス事業所等の情報を手軽に調べることが できる検索サイトを開設しています。医療機関・介護サービス事業所等を10種類のカテ ゴリーに分け、住所やキーワードに加えて、診療・営業時間、在宅対応サービス・医療処 置、訪問看護・介護内容、バリアフリー対応状況等による詳細な検索が可能となっていま すので、ぜひご活用ください。

★URL https://chiiki-kaigo.casio.jp/tochigi/

⑧~9についての問合せ

- ◆本庁舎2階(2A-1) 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 ☎ 0282-21-2247
- ◆各総合支所 各地域包括支援センター(大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域)

⑩高齢者ふれあい相談員事業

高齢者ふれあい相談員がご自宅を訪問し、安否確認や必要に応じて話し相手・相談相手 を務めます。また、毎月1回、市作成のふれあい通信を配布します。

- ★対象者 70歳以上の方のみが暮らす世帯
 - ※隣接地に69歳以下の親族等が居住している 場合は、対象外となります。
- ★費用負担 無料
- ※申請は不要です。



①緊急通報装置貸与事業

緊急時にボタンを押すことで、相談センターに通報できる装置を貸与します。 相談センターでは、通報者の安否を口頭で確認し、緊急時に協力員へ連絡します。

- ★対象者 脳血管疾患や心疾患により、体調急変や転倒のおそれ がある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ★費用負担 無料(破損・紛失した場合は、自己負担が生じます。)
- ※申請には、対象者宅に5分以内に到着できる2名以上の協力員 (それぞれ別世帯の方)が必要です。
- ※申請の前に、まずはご相談ください。



⑫紙おむつ給付事業

紙おむつを1か月に1回、ご自宅まで配達します。紙おむつは、お渡しするカタログ から選択いただき、ご注文金額のうち1か月あたり3.500円までを市が負担します。

- ★対象者 要介護3以上の認定を受けている方で、自宅で生活し、 常時紙おむつを使用している方
 - ※施設入居の方は、対象外となります。
 - ※入院やショートステイの期間が30日以上と なる場合は、その期間は対象となりません。
- ★費用負担 注文金額のうち、1か月あたり3.500円を 超えた額



13日常生活用具購入費助成事業



介護保険対象外の日常生活用具購入費を助成します。

対象品目	対 象 者
1電磁調理器	次のいずれにも該当する世帯 (1世帯1台限り) (1)自宅で生活する、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の
②火災警報器	方のみの世帯に属する方
③自動消火器	(2)心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な方 (3)市民税非課税世帯の方
④エアコン	次のいずれにも該当する世帯 (1世帯1台限り) (1)自宅で生活する、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方のみの世帯に属する方 (2)エアコンの設置されていない住宅 (エアコンが設置されているが、故障等により1台も使用できない住宅を含む。) (3)市民税非課税世帯の方
⑤老人福祉車(シルバーカー)	自宅で生活する65歳以上の方で、歩行時につえ等を必要とする方 ※一度交付を受けた方は、3年間再交付はできません。
⑥小型暖房器具 ※常時生活している部屋(暖かい部屋)と浴室・トイレ等(寒い部屋)との寒暖差により、心臓への大きな負担がかかることを防ぐ目的として助成しています。	自宅で生活する65歳以上の方 (1世帯1台限り) ※空気を汚さない小型暖房器具が対象です。(灯油ストーブは対象外) パネルヒーター、クイックヒーター、ハロゲンヒーター等 ※一度交付を受けた世帯は、5年間再交付はできません。

- ※購入日から1年以内に領収書(必ず対象者名・品目の明記、販売店の社判又は担当者印 のあるもの) を持参の上、申請が必要です。(レシートは不可)
- ★助成限度額(※助成限度額を超えた分は自己負担となります。)
 - ①10,000円、②7,000円、③12,000円、④50,000円
 - (5.6)は購入費の半額(7.500円を限度とします。)

(14)健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成券

健康の保持や健康寿命の延伸のため、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料 の一部を助成する券を交付します。

- ★対象者 自宅で生活している満75歳以上の方
- ★助成金額 1枚につき800円の助成券を2か月に1枚の割合で交付
- ※助成券の有効期間は、申請年度末までです。
- ※市と協定を結んだ施術者で、1回の施術につき助成券を1枚使用できます。

⑩~⑭についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

- ◆本庁舎2階(2A-2) 高齢介護課 高齢福祉係 ☎0282-21-2241
- ◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係 (大平・藤岡・岩舟地域)

市民保健福祉係 (都賀・西方地域)

15高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による聴力低下でお困りの方へ、補聴器の購入費の一部を助成します。

- ★対象者 以下のいずれにも該当する方が対象です。(1人1回限り)
 - (1) 市内在住の65歳以上のみの世帯の方
 - (2) 市民税非課税世帯の方
 - (3) 両耳の聴力がそれぞれ40デシベル以上の方(身体障害者手帳交付の対 象となる方を除く)
 - (4) 補聴器の必要性を認めると医師が判断する方
- ★助成限度額(助成限度額を超えた分は自己負担となります) 50,000円 付属品や部品の購入、修理は対象外



- ※申請、購入前に、市役所への相談が必須となります。
- ※専門業者から購入したものに限ります。詳しくはお問合せください。

16日常生活用具レンタル料助成事業

介護保険、障がい者福祉サービス対象外となる日常生活用具レンタル料を助成します。

対象品目	1か月あたりの助成限度額	対 象 者
①電動小型吸引機 (ネブライザー付を含む)	4,800円	自宅で生活する65歳以上の方 ※ただし、介護保険法、身体障害者福祉法
②特殊寝台(マットレスを含む)	10,800円	によるレンタル・給付等を受けられる場
③じょくそう予防用具	5,400円	合を除く

- ※事業者との契約日から30日以内に契約書の写しを持参の上、申請が必要です。
- ※助成期間は、1人あたり6か月までです。
- ★助成金額 レンタル料の9割

(上の表の1 か月あたりの助成限度額を超えた分は自己負担となります。)

⑪在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

寝たきり老人等を自宅で常時介護している方に対し、介護手当を支給します。

- ★対象者 自宅で要介護3以上の認定を受けている方と同居し、常時介護している方 で、介護認定を受けている方と住民票上、同一世帯の方。
 - ※世帯分離をしている場合は、対象外です。
- ★支給金額 月額3,000円 年2回に分けてまとめて支給します。 (10月支払い:4~9月分、4月支払い:10~3月分)
- ※支給は、介護者の口座に振り込みとなります。
- ※入院やショートステイ等で、在宅期間が半月以下となる月は、 支給の対象外となります。
- ※支給前に在宅状況を確認させていただく現況届を郵送しますの で、必ずご提出ください。提出後、支給となります。



18敬老会事業補助金

自治会や施設等で開催される敬老会に対し、主催団体にその経費の一部を助成します。

- ★対象者 敬老会を開催する自治会等の団体
- ★助成金額 補助対象者数×1,000円
- ※補助対象者:市内に住所を有し、自治会等に属する80歳以上の方。

当該年度中に80歳になる方を含みます。



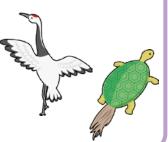
19敬老祝金

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、敬老祝金等を贈呈いたします。

- ★対象者 ①9月1日において、市内に1年以上住所を有する方
 - ②当該年度中に、以下の誕生日を迎える方

(1)85歳:10,000円 (2)100歳:100,000円

(3)101歳以上:記念品



⑮~⑲についての申込み・問合せ ※サービス利用には申請後、審査があります。

- ◆本庁舎2階(2A-2) 高齢介護課 高齢福祉係 ☎ 0282-21-2241
- ◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係 (大平・藤岡・岩舟地域) 市民保健福祉係(都賀·西方地域)

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等を行っています。

栃木地域



施設	主な設備・サービス	開館 時間	休館日
	大浴場、軽体育館、休息室、健康増進室 (卓球) 、 通信カラオケ、陶芸窯		
老人福祉センター	·各種教室 (筋膜体操、健康体操、気功体操、健康料理等)		
長寿園	・健康づくり事業 (毎月2回程度開催)		
栃木市薗部町 2-14-9	·健康相談 (毎月第3水曜日 13時30分~14時30分)		木曜日 祝日の翌日
☎ 0282-22-0333	・クラブ活動(カラオケ、ダンス、陶芸、絵画、将棋、太極拳等)		(敬老の日は営業)
	・高齢者困りごと相談、介護相談 (随時受付)		日曜日・木曜日が祝日の場合、その翌日
		9時	年始 (1/1~1/3)
	大浴場、マッサージチェア、通信カラオケ	5	
老人福祉センター 福寿園	・おれんじ喫茶ふくじゅ (第1火曜日 10時〜12時) ※看護師による健康相談の実施	17時	
栃木市千塚町210	・クラブ活動(フラダンス、大正琴、囲碁)		
☎0282-31-3666	·介護相談 (随時受付)		
老人福祉センター	大浴場、通信カラオケ、健康マージャン		水曜日
泉寿園	・医療なんでも健康相談 (第2火曜日 14時~15時)		祝日の翌日 (敬老の日は営業)
栃木市今泉町1-2-7	・機能改善なんでも運動相談(随時受付)		日曜日・水曜日が祝日の場合、その翌日
☎0282-27-3818	・クラブ活動(カラオケ、ダンス、将棋、囲碁、太極拳)		年始 (1/1~1/3)

利用料金

	60歳以上	1日:100円	回数券:1,000円
市内居住者	一般	1日:200円	回数券:2,000円
	小学生以下		無料
市外居住者		1日:300円	回数券:3,000円
障害者手帳をお持ちの方・要介護認定者等			無料
30名以上の団体利用者			2割引
	市外居住者 障害者手帳をおす	市内居住者 一般	市内居住者一般1日:200円小学生以下市外居住者1日:300円障害者手帳をお持ちの方・要介護認定者等







大平地域



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
大平健康福祉センター	大・小会議室、多目的ホール、 調理実習室、研修室1、研修室2	8時30分~21時	
『 ゆうゆうプラザ 』 栃木市大平町西野田666-1	トレーニングルーム	9時30分~21時 (日曜日は19時まで)	月曜日 年末年始
☎0282-45-2601	浴室、大広間、小広間	10時~21時	

利用料金

(※回数券は11枚綴)



入浴施設	65歳以上、中高生、 障害者手帳をお持ちの方	210円 回数券:2,100円
	一般	310円 回数券:3,100円
	小学生以下	100円 回数券:1,000円
	未就学児	無料
トレーニング室	65歳以上、 障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般 (16歳~64歳)	1日 520円

藤岡地域



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
渡良瀬の里	大浴場、多目的ホール、	9時30分~17時	月曜日
栃木市藤岡町赤麻502-1	グラウンドゴルフ場、		年末年始、
☎0282-62-1635	子どもの広場		祝日の翌日

利用料金

(※回数券は11枚綴)



	一般	65歳以上	100円	回数券1,000円
7. 《京业》		64歳以下	300円	回数券3,000円
入館料	小学生以	下		無料
	障害者手向	張をお持ちの方		無料
グラウンド	市内居住者			無料
ゴルフ利用料	市外居住者		300円	(入館料含む)

西方地域



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
北部健康福祉センター 『ゆったり〜な』	会議室、多目的ホール相談室、 和室1(休憩室)、和室2、 調理実習室、プレイルーム	8時30分〜21時 ※プレイルームは17時まで	
栃木市西方町本城 2-1	入浴施設	10時~21時	木曜日、年末年始
☎ 0282-25-7444	トレーニングルーム	9時30分~21時	
	歩行用プール	10時~21時	

利用料金

(※回数券は11枚綴)



入浴施設	65歳以上、中高生、 障害者手帳をお持ちの方	350円 回数券:3,500円
	一般	500円 回数券:5,000円
	小学生	150円 回数券:1,500円
	未就学児	無料
トレーニング	65歳以上、 障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
ルーム	一般(16歳~64歳)	1日 520円
歩行用プール	65歳以上、 障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般(16歳~64歳)	1日 520円

※トレーニングルームと歩行用プールを両方利用する場合の 利用料金は、合算額の7割

岩舟地域



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
CITY GYM & SPA 『遊楽々館』	第1·2会議室 調理実習室、検診室	8時30分~21時	
(岩舟健康福祉センター)	入浴施設	10時~21時	水曜日、
栃木市岩舟町三谷1038-1	カラオケ	10時~20時	年末年始
☎ 0282-54-3331	トレーニング室	9時30分~20時30分 (日曜日は20時まで)	

利用料金

(※回数券は11枚綴)



	65歳以上、中高生、 障害者手帳をお持ちの方	210円 回数券:2,100円
入浴施設	一般	310円 回数券:3,100円
" " " " " " " " " " " " " " " " " " "	小学生	100円 回数券:1,000円
	未就学児	無料
トレーニング	65歳以上、 障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
室	一般(16歳~64歳)	1日 520円
カラオケ		1曲 210円

蔵タク(デマンド交通)



蔵タクは、予約制で乗合の公共交通です。通院や買い物等日常生活の足となります。 1時間以内に目的地までお送りします。

★対象者 どなたでもご利用できます。

(自力での乗降が難しい場合は、介護者の方とご乗車ください。)

スマホ申請はこちら

★会員登録 はじめての方は会員登録が必要です。

※栃木市外在住者は、会員登録することができません。

方法① 市役所2階交通防犯課または各総合支所で会員登録できます。

方法② 右側のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、会員登録手続きを進めてください。



蔵タク予約センター ☎0282-21-7770

受付時間: 7時30分~ 17時

月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

●予約開始:利用したい日の1週間前から

●予約締切:利用したい便の出発1時間前まで(8時便は前運行日まで)

●予約時に伝えること:

①名前・電話番号、②利用したい日、③乗りたい便(時間帯)、④人数、

⑤乗る場所と降りる場所

※時間には、余裕をもった便をご予約ください。

★運行日・運行時間

・月曜日~金曜日(土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

・運行時間		8時便	9 時便	10時便	11時便
	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便

※1時間以内にお迎えに行き、目的地にお送りします。 お迎え時間、目的地到着時間は指定できません。

★運賃(先払い)

区分	料 金
一般(中学生以上)	400円
子ども(3歳~小学生)	200円
障がい者(手帳原本を毎回提示)その介護者1名まで	2000
バス乗継拠点施設への送迎※1	100円
3歳未満	無料

※1 各地区ごとに、ふれあいバスとの乗継ぎが可能な施設を設定しております。

★運行エリア:栃木市内のみ

会員登録窓口・問合せ

◆本庁舎2階(2B-4) 交通防犯課 公共交通対策係 ☎ 0282-21-2153

ふれあいバス(コミュニティバス)

ふれあいバスは、定時定路線のバスで、12路線を毎日運行しています。

★運賃(先払い)

区分	料金
一般(中学生以上)	200円
高齢者 (75歳以上) ^{※1}	1.0.0 ጠ
障がい者 (手帳原本を毎回提示) その介護者1名まで	100円
小学生以下※1	無料

※1 自己申告制です。年齢確認をさせていただく場合がございます。

★各路線の運行エリア

- ①寺尾線(栃木市街地~吹上地区~寺尾地区)
- ②市街地循環線(TMCしもつが~栃木市街地~TMCしもつが)
- ③市街地北部循環線(栃木駅~栃木市街地~栃木駅)
- ④部屋線(栃木市街地~大平地域~部屋地区~藤岡地区)
- ⑤真名子線(栃木市街地~吹上地区~赤津地区~真名子地区~西方地区)
- ⑥金崎線(栃木市街地~合戦場地区~家中地区~西方地区)
- (7) 大宮国府線(栃木市街地~大宮地区・国府地区)
- ⑧皆川樋ノ口線(大宮地区~栃木市街地~皆川地区)
- ⑨小野寺線(栃木市街地~皆川地区~小野寺地区)
- 10大平線(栃木駅~大平地域)
- ⑪藤岡線(栃木駅~大平地域~静和地区~藤岡地区)
- ⑫岩舟線【静和駅入口経由】(栃木駅~大平地域~静和地区~三鴨地区) 【ぶどう団地入口経由】(栃木駅~大平地域~小野寺地区)



◆本庁舎 2 階 (2 B-4) 交通防犯課 公共交通対策係 0282-21-2153

運転免許証自主返納支援制度

交通安全対策と公共交通の利用促進を図るため、運転に不安を 感じる方の自主返納を支援しています。

- ★支援内容 ふれあいバス・蔵タク共通乗車券 10,000円分 ※1人1回のみ 有効期限なし
- 運転免許のすべてを自主返納された栃木市民 ※年齢制限なし ★対象者
- ★申請期限 「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年間
- ★必要書類 ・申請による運転免許の取消通知書
 - ・印鑑(自筆できない方のみ)

申請窓口・問合せ

◆本庁舎2階(2B-4) 交通防犯課 公共交通対策係 0282-21-2153



低岩 日本 太郎 住所 ○○県○○市○○! 丁目 23 番地 交付 平成 ○○年 ○○月 ○○日 1234: 平成○○年○○月○○日まご布勤

第 1234<mark>5678</mark>9000 号

BOO NOO BOO

優良

車いす貸与事業

一時的に重いすが必要になった際に、重いすを貸し出します。

★対象者 車いすが必要な方

※ただし、要介護認定者の場合は、介護保険サービスを優先します。

★費用負担 無料

★貸与期間 障がい福祉課:1か月以内

社会福祉協議会:6か月以内



申込み・問合せ

申請の際は、身分証明書をお持ちください。

- ◆本庁舎2階(2A-6) 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎0282-21-2203
- ◆社会福祉協議会

本 所 ☎ 0282-22-4457 大平支所 ☎ 0282-43-0294 藤岡支所 ☎ 0282-62-5861 都賀支所 ☎ 0282-28-0254 西方支所 ☎ 0282-92-8080 岩舟支所 ☎ 0282-55-2438

福祉タクシー利用券

福祉タクシー利用券(1枚500円分)により、 タクシーの利用料金を助成します。

★対象者

- (1) 身体障害者手帳1·2級、療育手帳A1·A2、 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (2)80歳以上で、月1回以上通院し、通院にタクシーを必要とする方
- (3) 65歳以上80歳未満で、月4回以上通院し、通院にタクシーを必要とする方
 - ※(1)(2)(3)いずれも施設入所中の方は、交付できません。
 - ※(2)(3)身分証と申請月又は前月の医療機関の領収書が必要です。 ((2)1枚、(3)同月のもの4枚)
- ★助成金額 1年度で最大24枚の福祉タクシー利用券を交付 ※10月1日以降に申請の場合は、交付枚数が半分になります。

申込み・問合せ

- ◆本庁舎2階(2A-6) 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎0282-21-2203
- ◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係 市民保健福祉係

大平 ☎ 0282-43-9202 都賀 ☎ 0282-29-1103 岩舟 ☎ 0282-55-7759 藤岡 ☎ 0282-62-0904 西方 ☎ 0282-92-0306



高齢者のインフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種料金を助成します。

- ★対象者 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
 - (1)接種時65歳以上の方
 - (2)接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日 常生活が極度に制限される程度の障がいを有する方、及びヒト免疫 不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の 障がいを有する方。(参考:身体障害者手帳1級程度)
- ★助成回数・金額 年1回 3.500円 ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担
- **★実施期間** 令和 7 年 1 0 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日 (予定)

申込み・問合せ

市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、 健康増進課 ☎ 0282-25-3512 までご連絡ください。



高齢者の肺炎球菌予防接種

肺炎球菌の予防接種料金を助成します。 対象の方には、お誕牛日後に八ガキを送付します。



★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ※過去に接種歴がある方は対象外

- (1)接種時65歳である方
- (2)接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日常生活 が極度に制限される程度の障がいを有する方、及びヒト免疫不全ウイルス により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方。 (参考:身体障害者手帳1級程度)
- ★助成回数・金額 生涯1回 5.700円 ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担

申込み・問合せ 市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、 健康増進課 ☎ 0282-25-3512 までご連絡ください。

帯状疱疹予防接種

帯状疱疹の予防接種料金を助成します。 対象の方には、ハガキを送付します。

★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ※過去に接種歴がある方は対象外

- (1)年度末年齢が65歳の方
- (2) 年度末年齢が70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方(令和11年度まで の経過措置)
- (3) 100歳以上の方(令和7年度のみ対象)
- (4)接種時60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活 がほとんど不可能な程度の障がいを有する方(参考:身体障害者手帳1級程度)

★助成回数・金額

- ・生ワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」 1回 5.700円
- ・不活化ワクチン 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 「シングリックス | 2回まで
- 1回につき15,000円
- ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担
- ※助成はいずれか一方のみ。
- ※助成を受けられるのは、生涯1度限り。

申込み・問合せ

市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、 健康増進課 ☎ 0282-25-3512 までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症予防接種

新型コロナウイルス感染症予防接種料金を助成します。

★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1)接種時65歳以上の方
- (2) 接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度 に制限される程度の障がいを有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能 に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方。(参考:身体障害者手帳1 級程度)
- ★助成回数・金額 年1回 11.800円 ※接種料金から助成額を 超えた額は自己負担
- **★実施期間** 令和7年10月1日~令和8年3月31日(予定)

申込み・問合せ 市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、 健康増進課 ☎ 0282-25-3512 までご連絡ください。



特定健診・健康診査及び人間ドック検診の助成

疾病の早期発見及び健康の保持促進を図るため、特定健診・健康診査(集団検診・個別 検診)又は人間ドック検診の助成を受けることができます。

- ★対象者 国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者
- ★費用負担 特定健診・健康診査…無料

人間ドック検診……検診料の1/2相当(市助成額は2万円を限度)

- ※「特定健診・健康診査」か「人間ドック検診」のどちらかの助成です。
- ※人間ドック検診の助成は、年度当初にお申し込みが必要です。(定員があります。)

申込み・問合せ

◆本庁舎2階(2B-2)保険年金課

(国保) ☎ 0282-21-2131 (後期) ☎ 0282-21-2137



ごみ出しサポート

高齢や障がい等により、家庭ごみをステーションに出すことが困難な世帯に対し、 戸別に訪問して、ごみを回収する事業(ごみ出しサポート)を行っています。

- ★対象者 市内に居住し、他の方 (親族や介護サービスなど) からごみ出しの協力が得 られない市民税非課税世帯であって、世帯の全員が次のいずれかの方
 - ・65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳1級・2級の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・療育手帳A1、A2の方
- ★収集方法 週に1回、全種類のごみ(3袋まで)をまとめて収集します。
 - ※分け方や出し方(指定袋・分別等)は、ステーションに出すときと同 様です。ステーションに出せないごみは、収集できません。
 - ※収集場所は原則玄関先とし、収集曜日や時間は決定後に調整します。
- ★申請前に本人やケアマネージャー等よりご相談ください。

申込み・問合せ

◆とちぎクリーンプラザ内(梓町456-32) クリーン推進課 ごみ減量係 ☎ 0282-31-2447



日常生活自立支援事業とちぎ権利擁護センター 「あすてらす・とちぎ」

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方の福祉 サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行います。

- ★対象者 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方
- ★相談日時 月~金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分~17時15分
- ★費用負担

サービス内容	利用料金
日常生活支援サービス 金銭管理サービス	1回あたり1,000円 (概ね1時間)
書類等預かりサービス	月額500円

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会とちぎ権利擁護センター「あすてらす・とちぎ」 栃木保健福祉センター2階 ☎0282-20-7755(直通)



生活困窮者自立支援事業とちぎ市くらしサポートセンター 「くらりネット」

生活困窮者が、早期に困窮状態から脱却するために、多様な課題に対して包括的かつ 継続的な相談窓口を設置し、就労に向けた支援や家計に関する相談、負の連鎖を断ち 切るための子どもに対する学習支援等、生活困窮に対する総合的な相談支援を実施し ています。また、この事業は、栃木市の委託を受け、栃木市社会福祉協議会が実施して います。お気軽にご相談ください。

- ★対象者 市内在住で、経済的な問題で生活にお困りの方等
- ★相談日時 月~金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分~17時15分
- ★費用負担 無料

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会 とちぎ市くらしサポートセンター「くらりネット」 栃木保健福祉センター2階 ☎0282-51-7785(直通)

権利擁護・成年後見支援センター事業 栃木市成年後見サポートセンター

認知症である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等、判断能力が不十分な方が成 年後見制度を的確に利用できるよう相談及び利用支援を行います。

- ★対象者 (1)市内に住所を有する方とその家族
 - (2) (1) の方を支援している保健機関、医療機関及び福祉機関等
- ★相談日時 月~金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分~17時15分
- ★費用負担 無料

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会 栃木市成年後見サポートセンター 栃木保健福祉センター2階 ☎0282-22-4501(直通)



ふれあい在宅福祉サービス

市民の助け合い精神を基礎とした会員制のサービスです。協力会員として登録してい る市民の方が、掃除、洗濯、買物や外出の付き添い等のお手伝いをします。

★対象者 利用会員:市内に住所を有し、おおむね65歳以上の方又は身体に障がいが有

る方で支援が必要な方

協力会員:本事業に対して理解があり、協力してくださる方

★費用負担 (利用会員のみ)年会費1,000円 1時間500円(チケット制)

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会

所 ☎ 0282-22-4457 大平支所 ☎ 0282-43-0294 藤岡支所 ☎ 0282-62-5861 都賀支所 🕾 0282-28-0254 西方支所 🕾 0282-92-8080 岩舟支所 🕾 0282-55-2438





障がい者等移送サービス

市外への通院等を支援するため、移送サービスを行います。

- 移動時に車いす又はストレッチャーを要し、公共交通機関の利用が困難な方 ★対象者 で、次のいずれかに該当する方
 - ①要介護認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※利用にあたっては、事前登録申請が必要となります。

★サービス内容

- ・移送の種類(1)市外の医療機関への通院、入退院する場合の移送 (2) 市外の介護保険や障がい者福祉施設 (事業所) を利用する場合の移送
- ※栃木市内のみの利用は対象となりません。 ・運行節囲 (県内) 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、上三川町 (茨城県) 古河市、結城市 (群馬県) 館林市、板倉町 (埼玉県) 加須市
- ・運行車両 リフト車又はスロープ車
- ・運行日・時間 月曜日~金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時~16時30分
- ★費用負担 1kmにつき150円

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会 大平支所 ☎ 0282-43-0294

車イス移送車貸出事業

車イスに座ったまま乗降可能なスロープ付き自動車を貸し出します。 (※運転手はつきません。)

★対象者 車イスを利用している方

※貸出にあたっては、事前登録申請が必要です。

★費用負担 無料(※ガソリン代は、利用者負担)

申込み・問合せ

◆社会福祉協議会

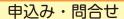
所 ☎ 0282-22-4457 大平支所 ☎ 0282-43-0294 藤岡支所 ☎ 0282-62-5861 都賀支所 ☎ 0282-28-0254



高齢者自立生活支援事業

地域での生活を続けることが困難となっている低所得高齢者などの方が、安定的かつ 継続的に地域生活を営むことができるように、居住の場 (アパート等) の確保に関する 相談支援を行っています。

- ★対象者 市内に居住しているおおむね65歳以上の方などで、地域で安定的かつ継続的 な生活を営むために支援を必要としている方
- ★相談日時 月曜日~金曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く) 8時30分~17時15分
- ★主な相談支援内容
 - ・対象者の入居に係る相談の実施
 - ・対象者と家主又は不動産仲介業者とのマッチング
 - ・入居に係る契約手続等の支援



◆一般社団法人栃木市地域包括ケア推進ネットワーク あったかネットとちぎ ☎0282-21-8445



介護に関する入門的研修事業 栃木市・小山市連携事業 生活サポーター(あったかいご員)養成講座

福祉施設等の介護人材を確保することにより、市民の福祉サービスの向上を図ることを 目的として、介護人材確保に向けた研修を開催しています。

受講修了者は「緩和した基準による訪問型サービス」に従事可能になります。

★対象者 介護に興味のある方、全日程休みなく受講できる方

★内 容 講座(介護に関する基礎知識、基本的な介護の方法、障がいの理解等)

5日間(21時間)

★日 程 第1回:9月(栃木市会場)

第2回:10月(小山市会場) 第3回: 1月(栃木市会場)

※3回とも、同じ内容です。

★受講料 2,200円 (テキスト代)

★定員 各20名程度

申込み・問合せ

◆丸光ケアサービス(株) ☎0282-20-8311



就労的活動支援員設置事業

就労の場を提供できる介護保険事業所と就労を希望する高齢者等を結び付け、個人の 特性や希望を調整しながら、高齢者等の社会参加の促進を図るために相談支援員を配 置します。

- ★対象者 栃木市内在住のおおむね65歳以上の方
- ★相談日時 月曜日~金曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く) 9時~16時

★主な活動内容

- ・支援員による相談窓口の設置、相談会等の開催
- ・介護保険事業所の求人情報の把握、就労希望を有する高齢者の掘り起こし
- ・関係機関、関係団体等とネットワークづくりを図り、就労を通じた地域づくり

申込み・問合せ

◆一般社団法人栃木市地域包括ケア推進ネットワーク あったかネットとちぎ ☎0282-21-8488

とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会(老人クラブ)

シニアクラブは、生きがいを持ち、日常生活を健全で豊かなものにするために、同じ地域 に住む高齢者の方々が自主的に集い、レクリエーションや奉什活動を通して友達づくり の輪を広げる組織です。入会希望の方は、最寄りのシニアクラブにお申し込みください。

- ★会員になれる方 おおむね60歳以上の方
- ★活動内容

生活を豊かにする 楽しい活動	スポーツ大会、健康学習、ウォーキング、ニュースポーツ(グラウンドゴルフ、輪投げ、ペタンク等)、趣味・文化・芸術等のサークル活動、旅行、各種学習講座の開催、活動リーダー研修の開催 等
地域を豊かにする	在宅福祉を支える友愛訪問、福祉施設等のボランティア活動、社会奉仕の日の活動、地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動、
社会活動	世代間交流活動、市の各種委員会への参加 等

申込み・問合せ



※栃木支部は長寿園に、大平〜岩舟の各支部については、社協各支所内にあります。



シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員がサービスを提供します。どなたでも利用可能です。

★サービスの内容

技術を要する分野	植木の手入れ、ふすま・障子・網戸の張替、簡単な大工、刃物研ぎ 等
屋内外の一般作業	草取り、草刈り、除草剤散布、樹木消毒、屋外・屋内の清掃、軽易な作業
サービス分野	生活支援、家事手伝い、病院介添え、買い物、植木の水やり
管理分野	施設管理、駐車(輪)場の管理、公園の管理、空き家の管理 等
事務分野	宛名書き、毛筆筆耕、一般事務、伝票整理、PCのデータ入力 等
折衝・外交分野	パンフレット配布、各種調査補助

- ★利用方法等 電話でお申し込みください。仕事の内容、方法、条件等について十分話し 合いの上、料金、経費、費用(契約金)を無料でお見積りします。
 - ※代金は、仕事が完了後、コンビニエンスストアでのお支払いとなります。
 - ※万が一事故が発生した際は、シルバー人材センターが責任をもって対応します。

申込み・問合せ ※各地域担当へお問い合わせください。

木:栃木センター 栃木市入舟町6-8 **2** 0282-23-4165 栃 藤 岡:南部事業所 栃木市藤岡町大前3554-1 **2** 0282-62-1534 岩 舟:**岩舟連絡所** 栃木市岩舟町下津原155-19 ☎ 0282-55-8358 平:**大平連絡所** 栃木市大平町西野田1527-3 ☎ 0282-43-0155 大 都 賀・西 方:北部事業所 栃木市都賀町原宿535 **2** 0282-25-5100

精神保健福祉相談

精神科医師や保健師による心の相談を行っています。 ご本人、ご家族からのご相談をお受けしています。 お気軽にご相談ください。



★相談日時等

相 談 員	相 談 日
精神科医師	年間6回 完全予約制
保健師	月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日、年末年始を除く)

申込み・問合せ

※事前に電話で確認の上、予約をしてください。

◆栃木県栃木健康福祉センター 保健衛生課(栃木市神田町6-6) ☎ 0282-22-4121

認知症の人と家族の会

高齢者やその家族等が抱える認知症の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

★相談日時等

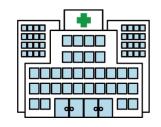
相談窓口	相談日時	電話番号
認知症の方・家族のための電話相談 ※第4水曜日は、とちぎ健康の森1階にて 来所相談にも応じています	月~金曜日 午後1時30分~午後4時	028-627-1122
若年性認知症支援電話相談	土曜日 午後1時30分~午後4時	

合 せ

◆ (公社) 認知症の人と家族の会 栃木県支部事務所 ☎:028-666-5166 とちぎ福祉プラザ3階 宇都宮市若草1-10-6 FAX: 028-666-5165

認知症疾患医療センター

認知症について、診断や相談に応じます。



申込み・問合せ

医療機関名	電話番号
獨協医科大学病院 精神神経科外来診察室	0282-87-2251
足利富士見台病院	0284-62-7775
上都賀総合病院	0289-64-2186
皆藤病院	028-689-5088
足利赤十字病院	0284-20-1366
自治医科大学附属病院	0285-58-8998
済生会宇都宮病院	028-680-7010







高齢介護課 〒328-8686 栃木市万町9番25号 市役所本庁舎2階(2A-1、2)

係	担当内容	電話番号
介護認定係	介護認定に関するお問い合わせ	0282-21-2253
介護保険係	介護保険の給付に関するお問い合わせ	0282-21-2251
高齢福祉係	介護保険以外の高齢者向け事業について (P.47 ~ 53 に掲載の事業)	0282-21-2241

地域包括ケア推進課

係	担当内容	電話番号
地域包括ケア推進係	介護保険以外の高齢者向け事業について (P.43~46に掲載の事業)	0282-21-2244

各総合支所

各総合支所	介護保険関係窓口	高齢者向け事業窓口		
大平総合支所 〒329-4492 栃木市大平町富田 558	大平地域包括支援センター 0282-43-9226	大平地域づくり推進課 保健福祉係 0282-43-9202		
藤岡総合支所 〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域包括支援センター 0282-62-0911	藤岡地域づくり推進課 保健福祉係 0282-62-0904		
都賀総合支所 〒328-0103 栃木市都賀町原宿 573	都賀地域包括支援センター 0282-29-1104	都賀地域づくり推進課 市民保健福祉係 0282-29-1103		
西方総合支所 〒322-0692 栃木市西方町本城 1	西方地域包括支援センター 0282-92-0310	西方地域づくり推進課 市民保健福祉係 0282-92-0306		
岩舟総合支所 〒329-4392 栃木市岩舟町静 5133-1	岩舟地域包括支援センター 0282-55-7782	岩舟地域づくり推進課 保健福祉係 0282-55-7759		

各地区包括支援センター

ロ地区已加入版ビノノ			
支援センター	担当地区	所在地	電話番号
栃木中央地域包括支援センター	栃木東・西・北地区	市役所本庁舎2階	0282-21-2245
吹上地域包括支援センター	吹上·皆川·寺尾地区	吹上公民館内	0282-31-1002
皆川地区包括支援センター	皆川地区	皆川公民館内	0282-22-3991
寺尾地区包括支援センター	寺尾地区	寺尾公民館内	0282-31-1120
国府地域包括支援センター	国府・大宮地区	国府公民館内	0282-27-3855
大宮地区包括支援センター	大宮地区	大宮公民館内	0282-28-2113
大平地域包括支援センター	大平地区	大平総合支所内	0282-43-9226
藤岡地域包括支援センター	藤岡地区	藤岡総合支所内	0282-62-0911
都賀地域包括支援センター	都賀・西方地区	都賀総合支所内	0282-29-1104
西方地域包括支援センター	西方地区	西方総合支所内	0282-92-0310
岩舟地域包括支援センター	岩舟地区	岩舟総合支所内	0282-55-7782